

青森市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和6年度～令和10年度



いつまでも その人らしく 安心して暮らせるまち
～つながり・支え合い、みんなで築く地域共生社会～

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
4 計画の推進	3
5 青森市総合計画前期基本計画との相関図	4
6 地域福祉とは	5
7 社会福祉協議会とは	6
8 SDGsへの取組について	6

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 国の動向について	7
2 本市の状況について	9
3 アンケート調査について	13
4 地域福祉に関する本市の課題について	31

第3章 計画の基本方向

1 基本理念	32
2 基本方向(施策の方向)	32
3 計画の体系図	33
基本方向1 地域福祉を支える人づくり	34
基本方向2 地域で支え合う環境づくり	37
基本方向3 支援が必要な人を支える体制づくり	41
基本方向4 地域福祉を推進する基盤強化	45
4 青森市重層的支援体制整備事業実施計画	48
5 青森市再犯防止推進計画	54

資料

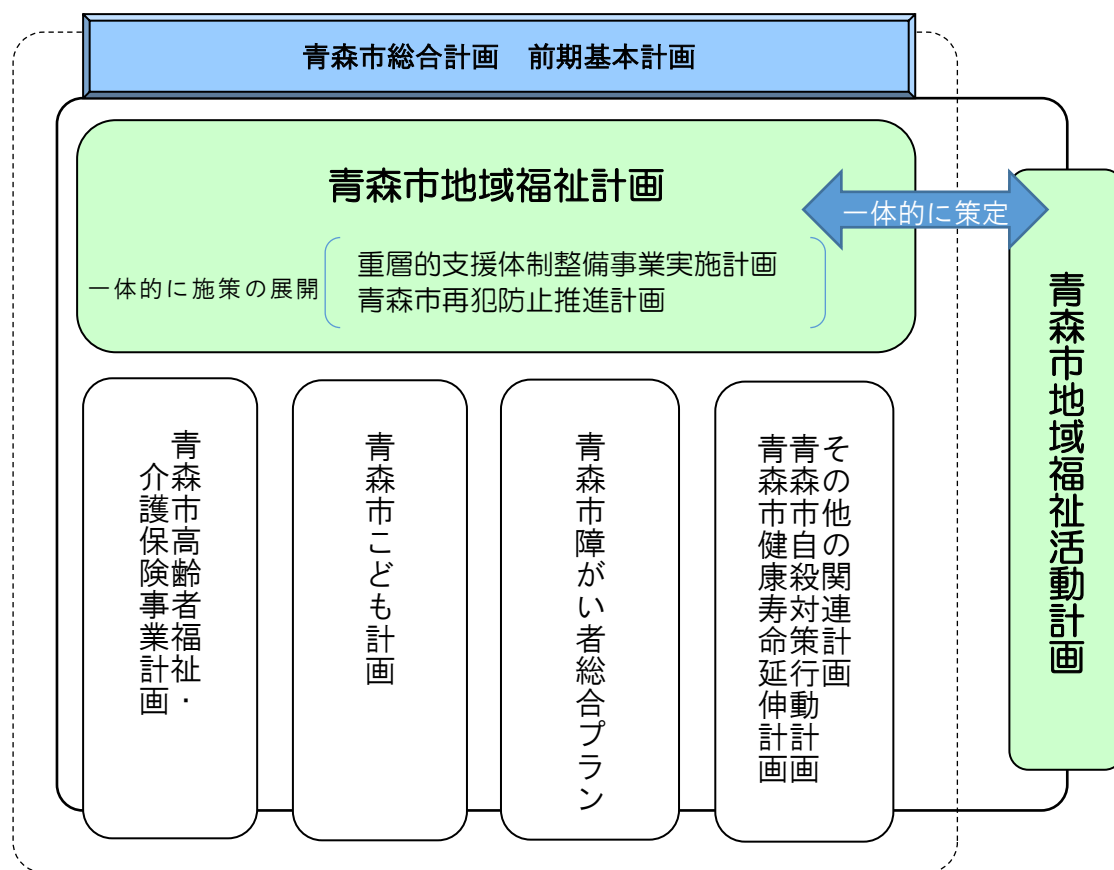
1 目標とする指標一覧	58
2 策定資料	59
3 用語解説	65
4 青森市民憲章	69

1 計画策定の趣旨

- 人口減少・少子高齢化の進展や生活様式の変化などに伴い、地域コミュニティの縮小や希薄化、機能の低下が進むなど、社会構造の変化の中で、地域住民が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をとともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。
- このような中、国では、平成28年6月閣議決定の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会」の実現が盛り込まれ、その実現に向けた取組を推進するため、平成30年4月施行の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、地域福祉計画の策定について、任意とされていたものが努力義務とされました。
- さらに、平成28年12月施行の「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村は、「再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）」を勘案して「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることとされたほか、令和3年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、「重層的支援体制整備事業」が創設され、市町村は、重層的支援体制整備事業の実施に際し、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定することが努力義務とされました。
- 本市では、この間平成25年3月に「青森市地域福祉計画（平成25年度～平成27年度）」を、平成28年3月に「青森市地域福祉計画―地域支え合いプラン―（平成28年度～令和5年度）」をそれぞれ策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。
- このたび策定する「青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域共生社会の実現に向けて、これまでの取組を継続しつつ、新たな課題へに対応するため、本市の地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項等を定めるとともに、地域福祉を推進する中心的な団体である青森市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定します。

2 計画の位置付け

- 本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するとともに、同法第 109 条の規定に基づき、青森市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。
- また、同法第 106 条の 5 の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、及び再犯の防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を本計画に包含して、一体的に施策の展開を図ります。
- 本計画の実施にあたっては、「青森市総合計画 前期基本計画」を最上位計画として、地域共生社会の実現に向け、福祉分野及び他の分野の個別計画と連携を図り、地域福祉を総合的に推進します。



3 計画期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度の 5 年間とします。

4 計画の推進

本計画の推進にあたっては、施策の進捗度を測るために設定した「目標とする指標」の達成度等により施策の評価・検証を行うとともに、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜、見直しを行うなど、柔軟かつ的確に対応します。

5 青森市総合計画前期基本計画との関連図



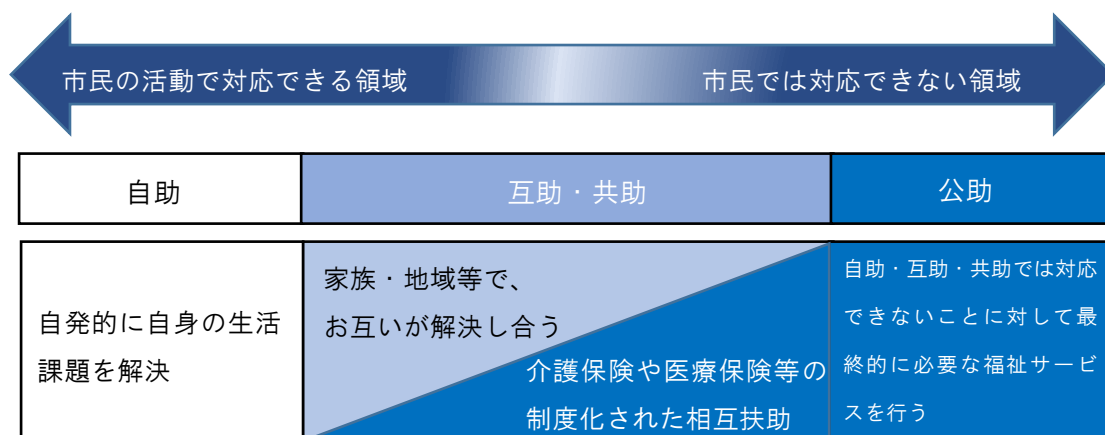
総合計画に掲げた地域福祉関連の基本視点、基本政策、政策及び施策（下線の施策）を推進

青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画

6 地域福祉とは

- 地域福祉とは、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者を含め、誰でも、一人ひとりが地域でその人らしく安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方です。
- 課題を解決するために、自発的に自身の生活課題を解決（＝自助）のほかに、隣近所の手助けなど、お互いが助け合うこと（＝互助）や、介護保険や医療保険等の制度化された相互扶助（＝共助）、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）があります。
- これからは従来の固定的な役割分担ではなく、「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められており、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体、事業所等がそれぞれの役割を発揮し、連携・協働することが重要です。

◆自助・互助・共助・公助の役割イメージ



7 社会福祉協議会とは

○ 社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に規定される「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、主に次の事業を行っています。

- ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成など
- また、地域住民や地域で福祉活動を行う者、福祉事業を経営する者が相互に協力・連携して地域福祉の推進を図る目的で実践的な行動計画「地域福祉活動計画」を社会福祉協議会が中心となって策定することとされています。

○ 青森市社会福祉協議会は、青森市における地域福祉を推進することを目的に設立され、1964 年（昭和 39 年）6 月 23 日に社会福祉法人として法人化された団体です。

同協議会は、本市と連携しながら、前述の事業のほか、福祉増進センターや児童館等の管理運営やボランティア活動の普及等を行っています。

また、市内 38 地区において、地域住民が主体となって支え合い活動を行っている地区社会福祉協議会や地域の身近な相談役である民生委員・児童委員、主任児童委員、町（内）会、老人クラブ等と連携して、地域福祉活動を推進しています。

8 SDGs への取組について

○ SDGs は、2015 年（平成 27 年）の国連サミットにおいて、2030 年（令和 12 年）まで持続可能でよりよい世界を目指す国際指標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって 17 の開発目標が設定されています。

○ SDGs の理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の支援を目指しており、SDGs の視点をもって取り組んでいきます。



資料：国連広報センター

1 国の動向について

- (1) 平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が盛り込まれました。
- (2) 平成 30 年 4 月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、市町村は、包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の策定に努めるものとされました。
- (3) 令和 3 年 4 月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、断らない相談支援、多様な社会参加に向けた支援（参加支援）、地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

◆重層的支援体制整備事業の枠組み

事業名	事業概要	実施内容
①断らない相談支援	高齢者、障がい、子ども、生活困窮の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める、断らない相談支援の実施	○属性を問わない相談支援 ○多機関協働の中核機能 ○専門職による伴走支援
②参加支援	「断らない相談支援」と一体的に実施し、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施	○本人や世帯の支援ニーズに対応し、地域とのつながりづくりに向けた支援
③地域づくりに向けた支援	地域において世代や属性を超えて交流できる、多様なつながりの場や居場所の整備	○交流や参加の機会を創り出すコーディネート機能 ○地域住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保

(4) 平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条第 1 項の規定において、都道府県及び市町村は、「再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月閣議決定）」を勸案して、「地方再犯防止推進計画」の策定に努めるものとされました。

◆再犯防止推進計画における重点事項

国及び青森県の再犯防止推進計画を勸案し、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・過料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という）が、社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることにより、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、本市では次の重点事項に取り組みます。

- ①国・県・民間団体等との連携による支援体制の整備
- ②就労・住居の確保
- ③保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④非行防止活動の推進
- ⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(5) 令和 6 年 4 月に施行された「孤独・孤立対策推進法」に基づき、孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた重点計画が、令和 6 年 6 月に孤独・孤立対策推進本部において決定されました。

2 本市の状況について

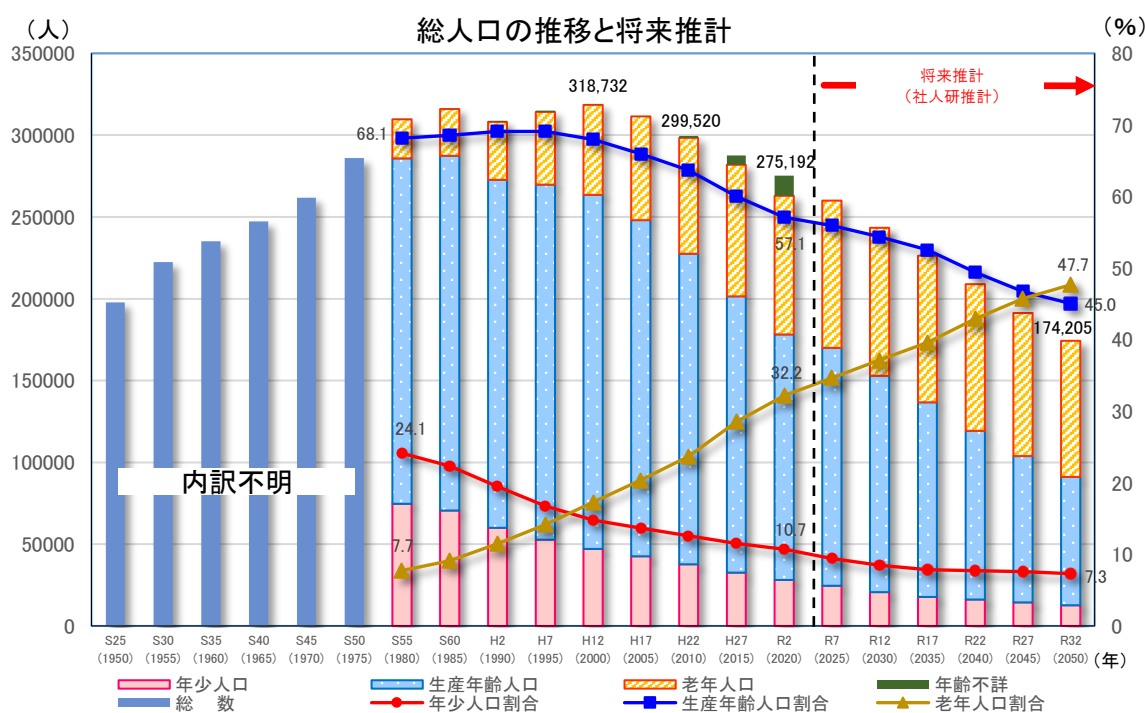
(1) 総人口の推移と将来推計

本市の人口は、平成 12（2000）年の 318,732 人をピークに減少傾向にあり、平成 22（2010）年には、299,520 人と 30 万人を割り込み、令和 2 年（2020）年には 275,192 人となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（令和 5 年 12 月）によると、今後も減少傾向で推移し、令和 32（2050）年には、約 17 万 4 千人にまで減少すると見込まれています。

年齢 3 区分別の人口割合については、生産年齢人口（15～64 歳）割合は平成 7（1995）年をピークに減少に転じており、平成 12（2000）年には、年少人口（0～14 歳）割合と老年人口（65 歳以上）割合が逆転しています。同研究所の推計によると、

- ・年少人口（0～14 歳）割合は、令和 2 年（2020）年の 10.7%から令和 32（2050）年には、7.3%まで低下
- ・生産年齢人口（15～64 歳）割合は、令和 2 年（2020）年の 57.1%から令和 32（2050）年には、45.0%まで低下
- ・老年人口（65 歳以上）割合は、令和 2 年（2020）年の 32.2%から令和 32（2050）年には、47.7%まで増加するものと見込まれています。

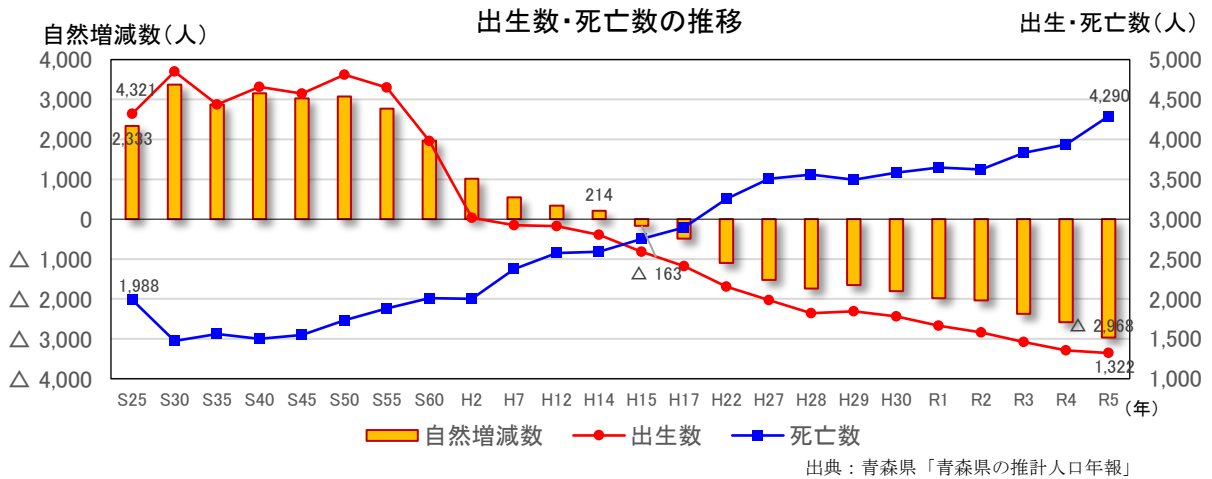


出典：令和 2 年以前は総務省「国勢調査」、
令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所（令和 5 年 12 月推計）

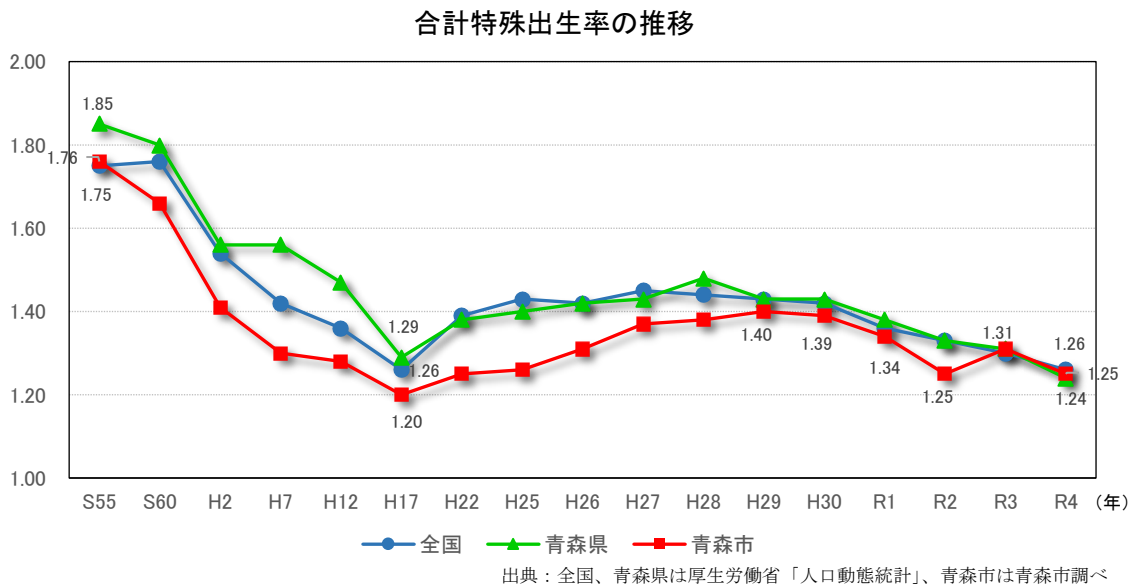
(2) 出生数・死亡数の推移

本市の出生数は、第2次ベビーブーム期（昭和46（1971）年～49（1974）年）の後、減少傾向で推移しており、令和5（2023）年には1,322人となっています。

一方、死亡数は、昭和30（1955）年以降、一貫して増加傾向で推移し、令和5（2023）年には4,290人となっています。

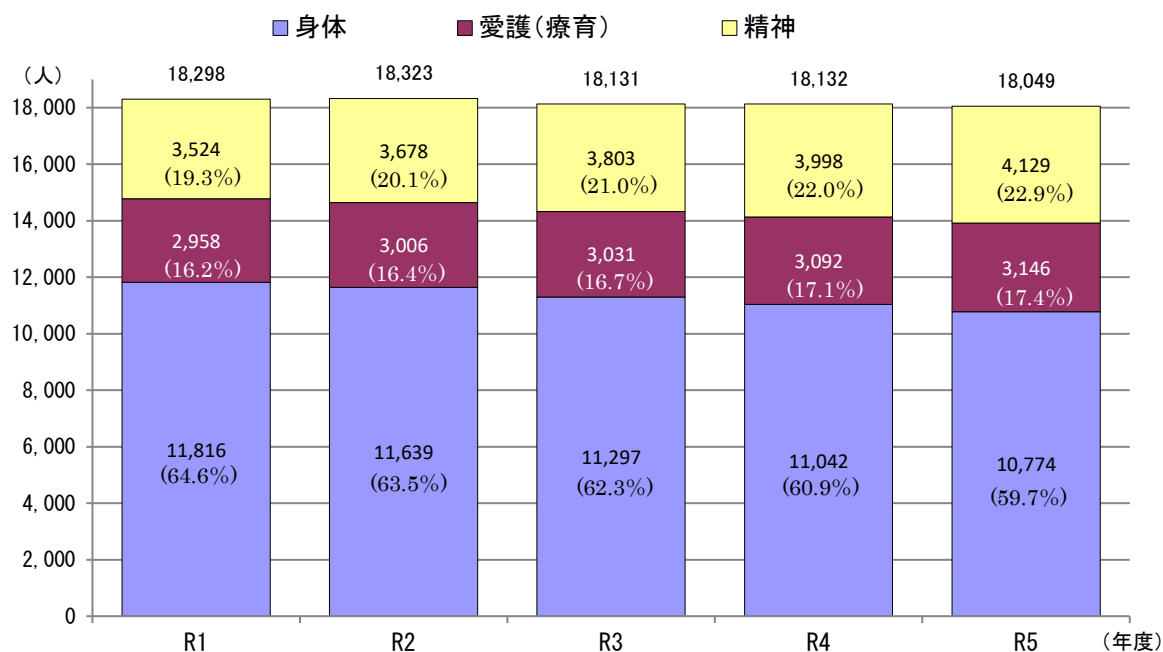


また、本市の合計特殊出生率は、昭和55（1980）年以降、減少傾向で推移した後、平成17（2005）年を底に平成29（2017）年まで上昇しましたが、令和4（2022）年には1.25となっています。



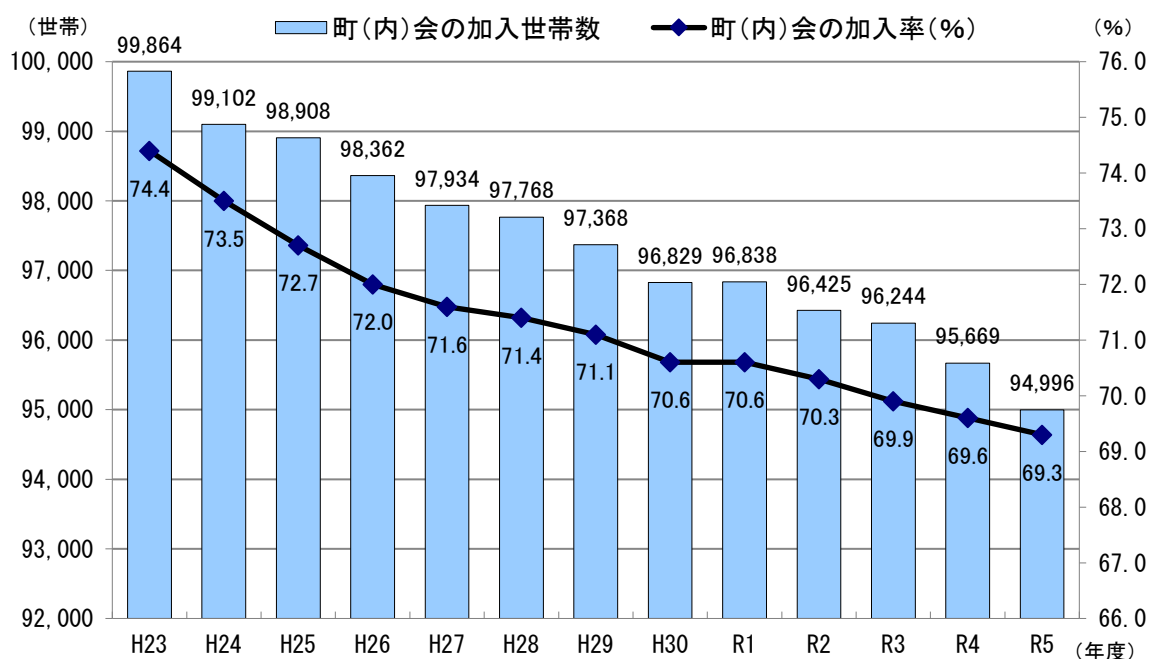
(3) 障がい別手帳交付者数の推移

手帳交付者数について、愛護手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳は、年々増加傾向にあり、令和元年度から令和5年度までの手帳別の増加率は、精神障害者保健福祉手帳が17.2%、愛護手帳（療育手帳）が6.4%増加、身体障害者手帳が8.8%減少しています。



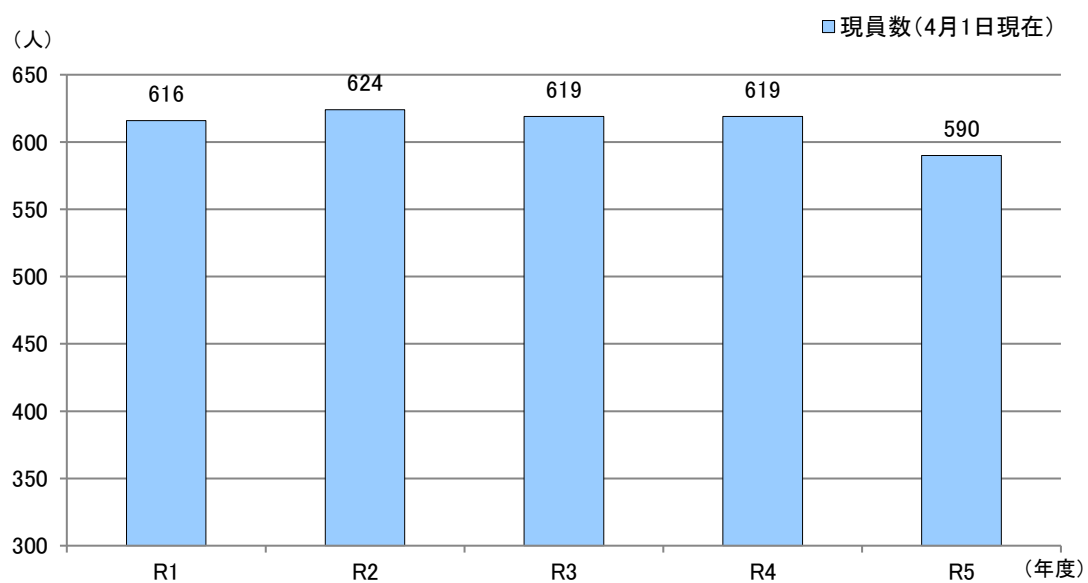
(4) 町(内)会加入世帯数の推移

町(内)会の加入世帯数及び加入率は、いずれも減少を続けており、平成23年度の99,864世帯、74.4%から令和5年度には94,996世帯、69.3%に減少しています。



(5) 民生委員・児童委員、主任児童委員数の推移

民生委員・児童委員、主任児童委員数は、定数 658 人に対して、令和 5 年 4 月 1 日現在では 590 人、68 人が欠員となっており、欠員数は増加しています。



3 アンケート調査について

(1) 調査の目的

市民や地域の各団体の考え・意識などの現状から課題を把握し、新たな地域福祉計画の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

令和5年12月1日時点の住民基本台帳から無作為抽出した市民のほか、町(内)会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等を調査対象に郵送により配付・回収し、無記名で実施しました。

調査期間：令和5年12月15日～令和6年1月19日

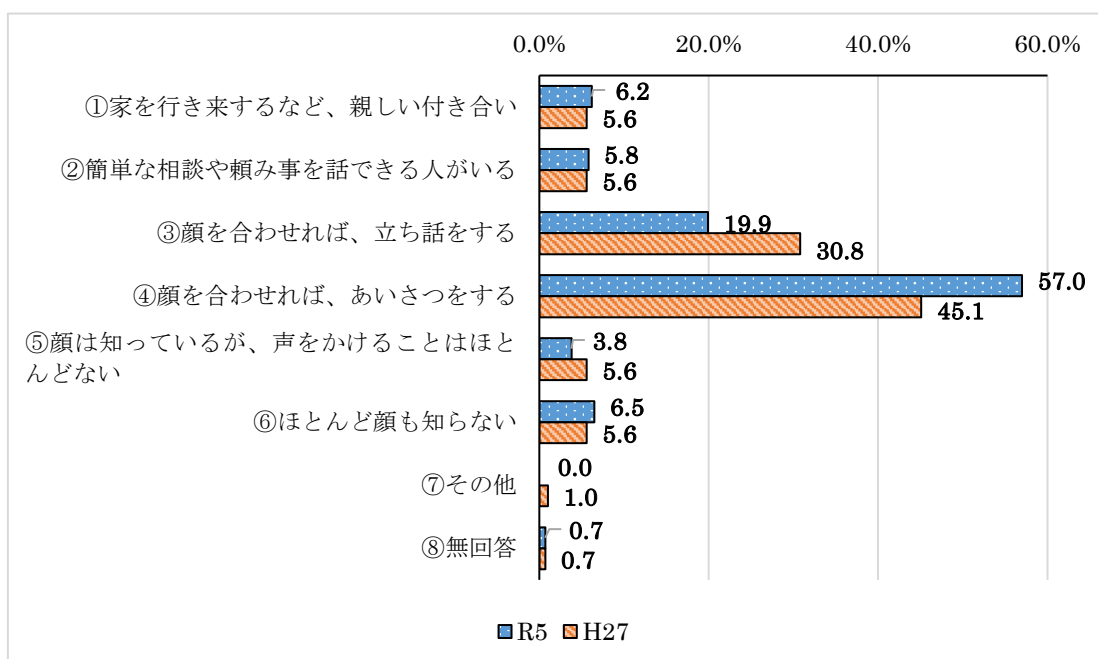
調査対象	調査件数	回答数	回答率
市民	700件	291件	41.6%
町(内)会等	1,036件	799件	77.1%
社会福祉法人等	205件	108件	52.7%

(3) アンケート調査の結果

【市民へのアンケート】

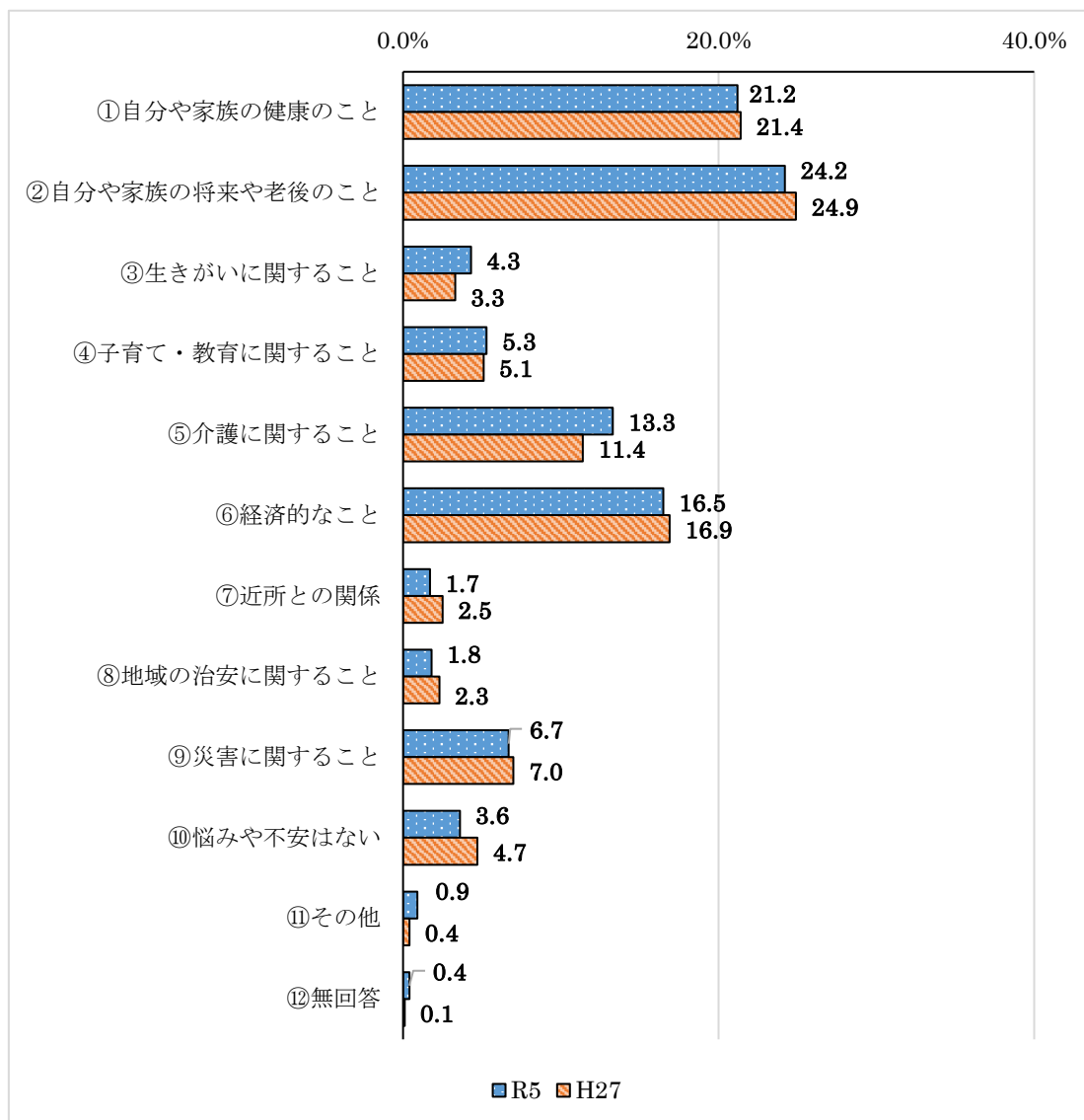
近所付き合いについては、「④顔を合わせればあいさつをする」と回答した人の割合が57.0%と最も高く、次いで「③顔を合わせれば立ち話をする」が19.9%となっています。

前回調査時と比較すると、近所の人とあいさつをする程度で、立ち話の付き合いが減少するなど、住民同士のつながりが希薄化しています。(問6)

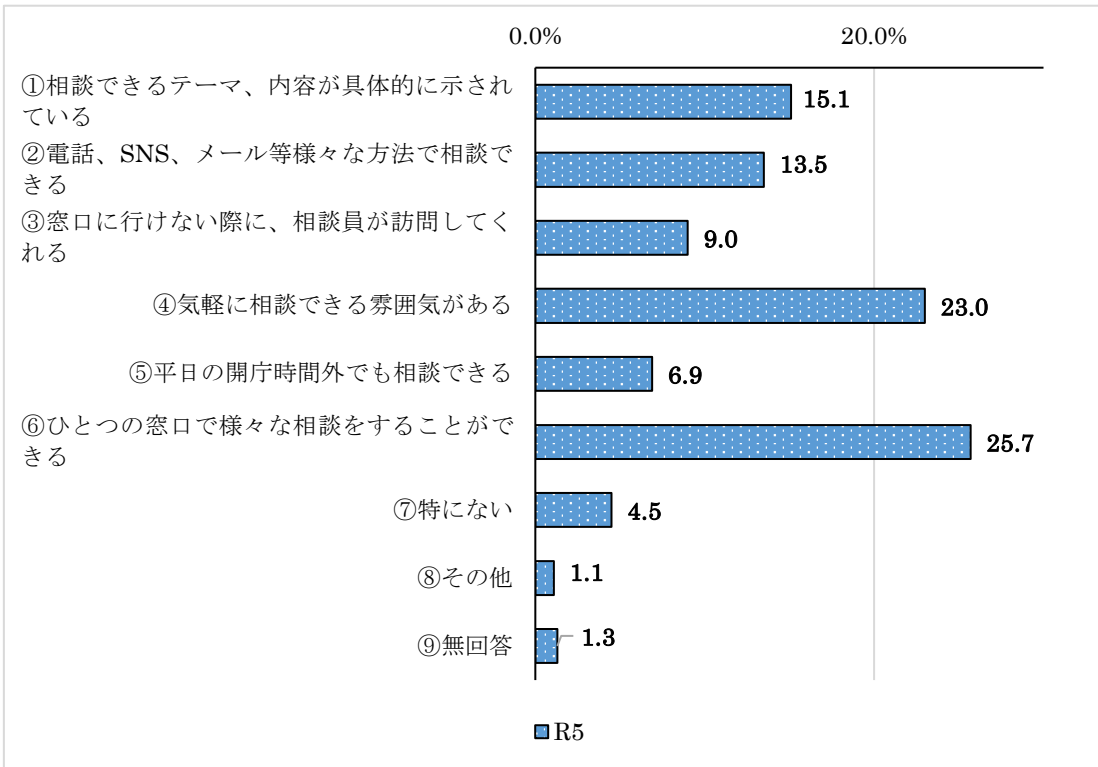


日々の悩みや不安については、「②自分や家族の将来や老後のこと」と回答した人の割合が24.2%と最も高く、次いで「①自分や家族の健康のこと」が21.2%となっています。

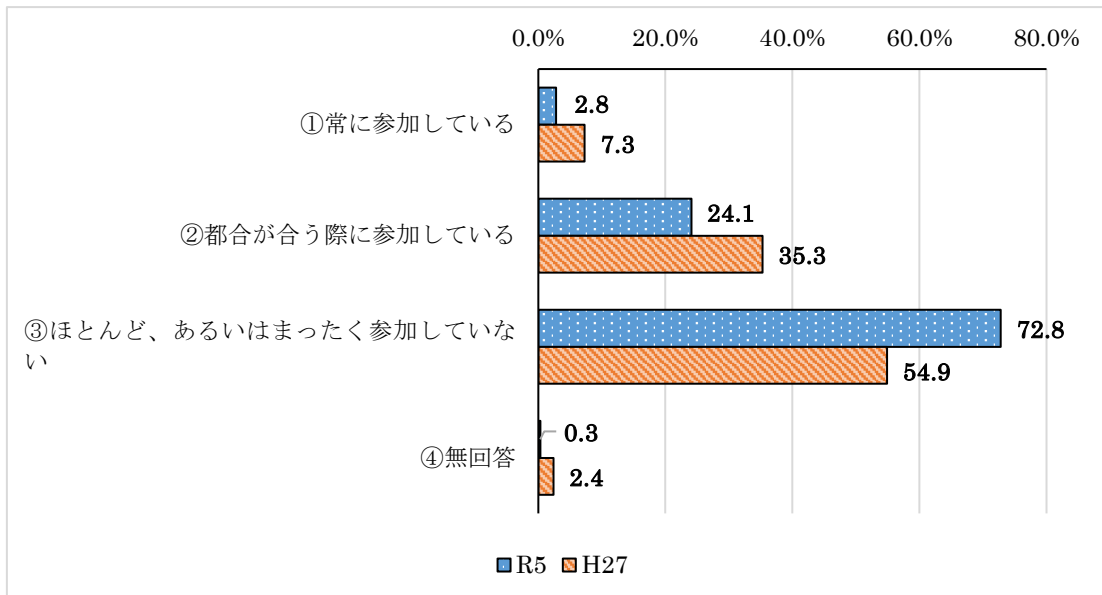
前回調査時と比較すると、「①自分や家族の健康のこと」、「②自分や家族の将来や老後のこと」に加え、「③生きがいに関すること」、「④子育て・教育に関すること」、「⑤介護に関すること」などが微増しています。（問7）



相談窓口に求められる項目については、「⑥ひとつの窓口で様々な相談をすることができる」と回答した人の割合が25.7%と最も高く、次いで、「④気軽に相談できる雰囲気がある」が23.0%となっています。（問10 新設）



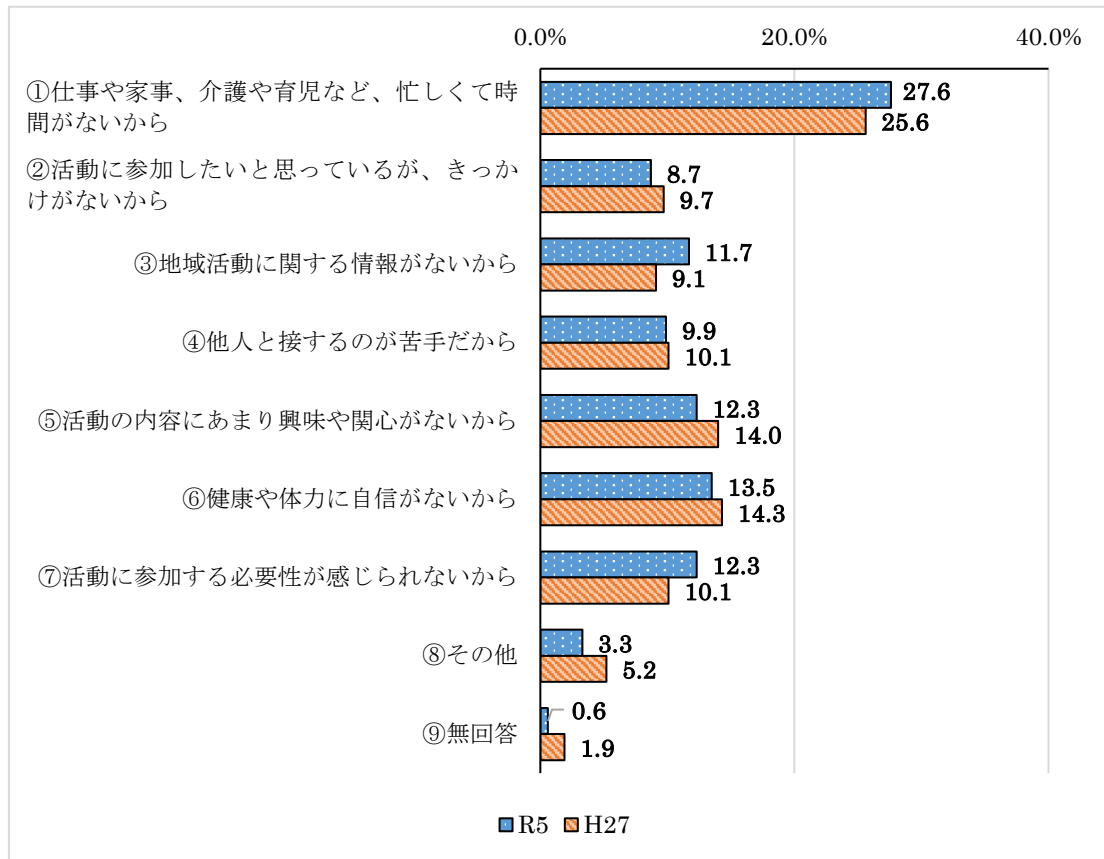
地域活動への参加状況については、「③ほとんど、あるいは全く参加していない」と回答した人の割合が72.8%となり、前回調査時と比較すると、17.9ポイント増加しています。（問16）



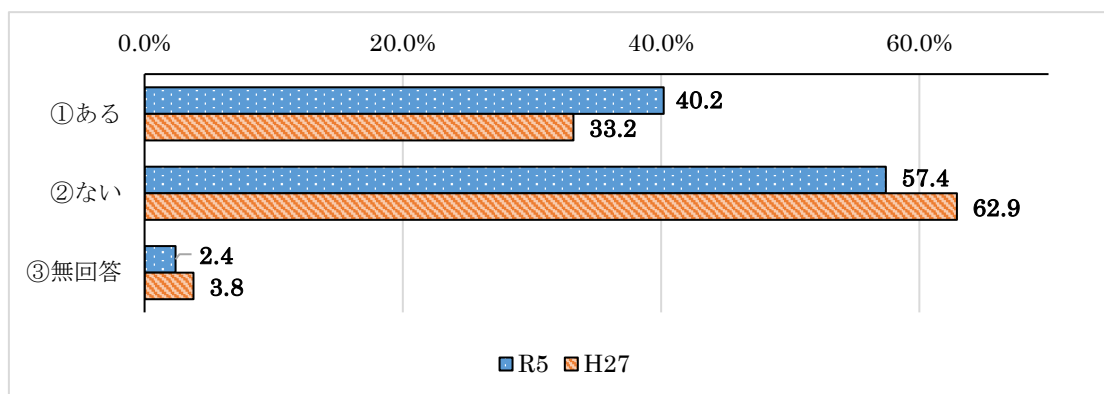
地域活動に参加しない（できない）理由については、「①忙しくて時間がないから」と回答した人の割合が27.6%と最も高くなっています。

前回調査時と比較すると、「③地域活動に関する情報がないから」や「⑦活動に参加する必要性を感じられないから」と回答した人の割合が高くなっています。

（問18）

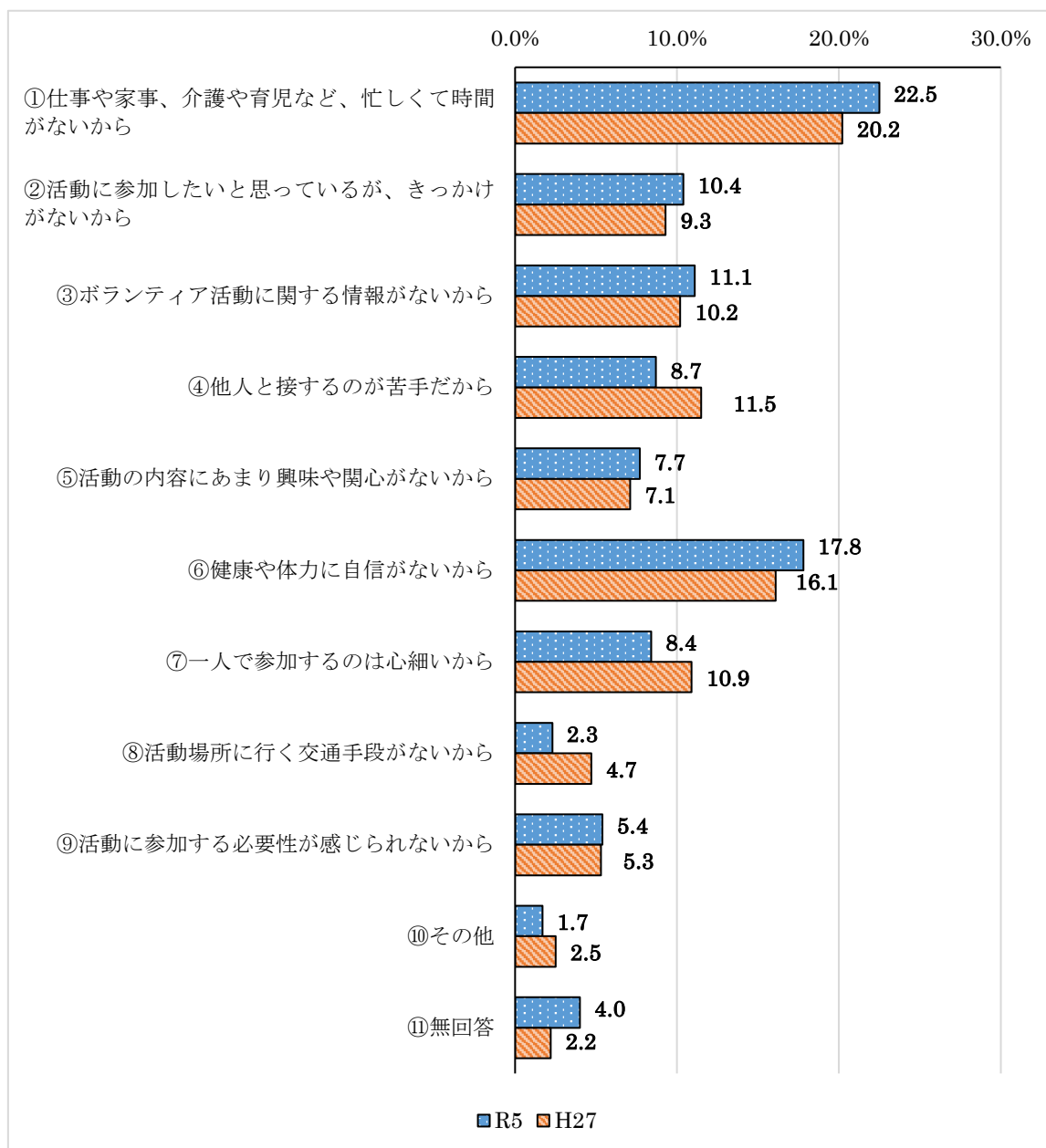


ボランティア活動への参加状況については、前回調査時と比較すると、「①ある」と答えた人の割合が増加し、40.2%となっています。（問19）

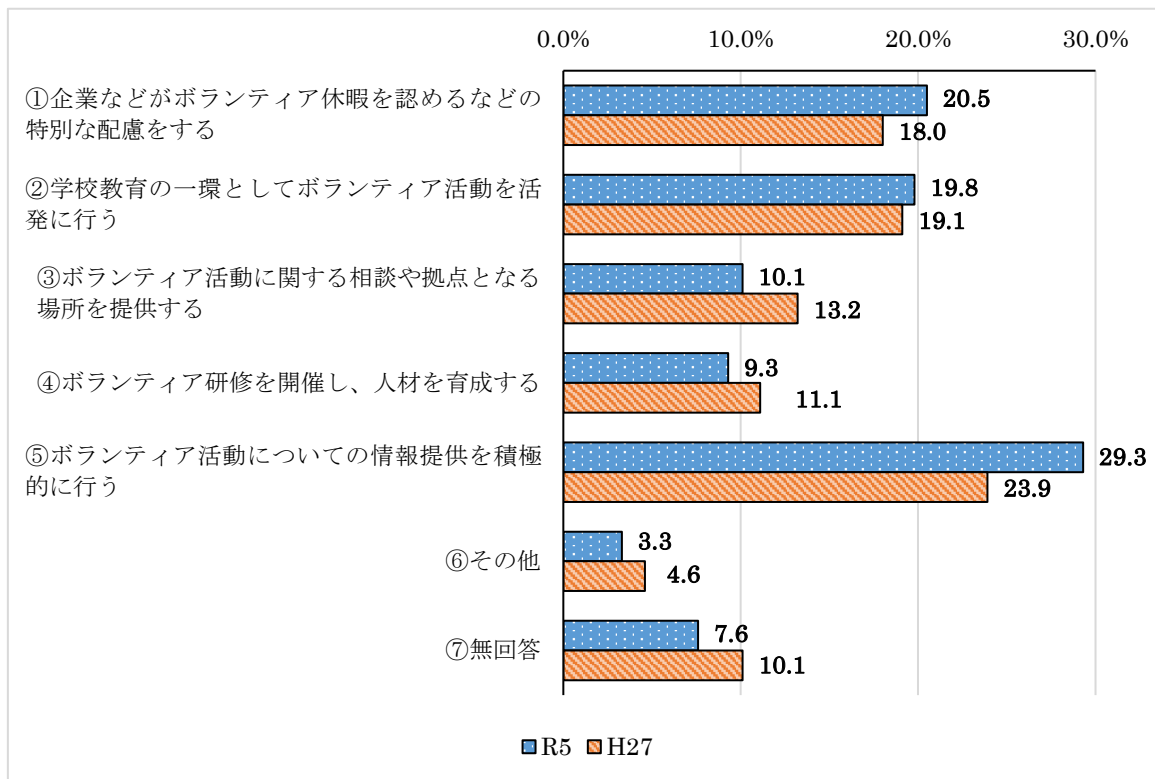


ボランティア活動に参加しない（できない）理由については、前回調査時と同様に「①忙しくて時間がない」と回答した人の割合が22.5%と最も高く、次いで「⑥健康や体力に自信がない」が17.8%となっています。

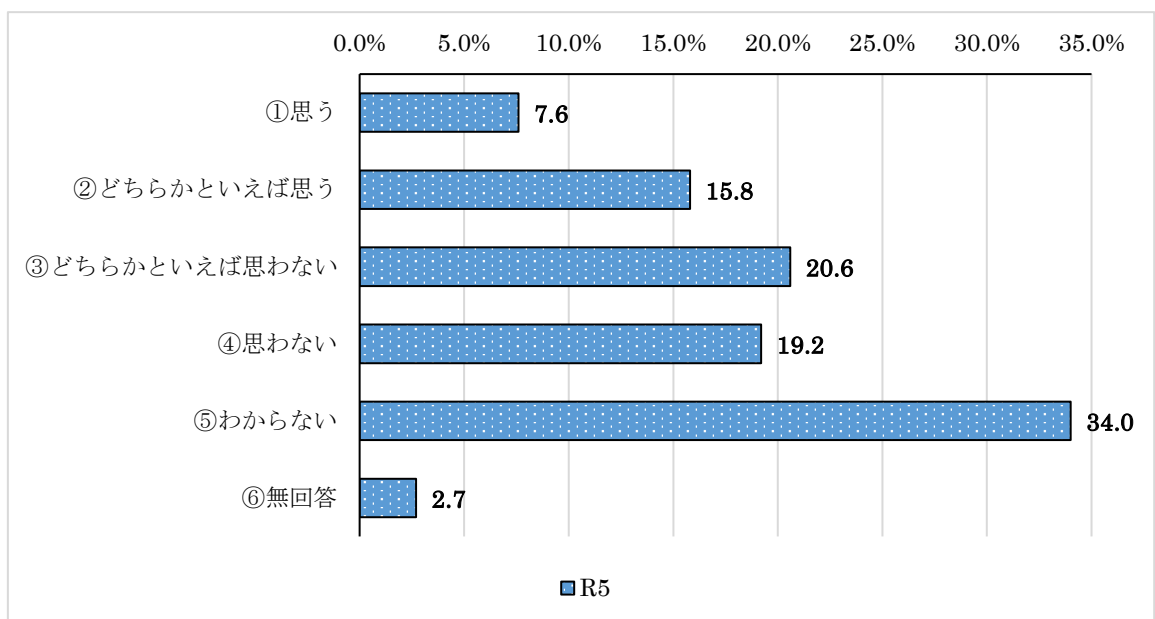
上記項目に加え、「②活動に参加したいと思っているが、きっかけがないから」、「③ボランティア活動に関する情報がないから」といった項目を回答した人の割合が前回調査時よりも高くなっています。（問22）



ボランティア活動に参加しやすくなる条件については、「⑤ボランティア活動についての情報提供」と回答した人の割合が 29.3%と最も高く、次いで「①企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」が 20.5%となっており、前回調査時と比較すると増加しています。（問 23）



犯罪をした人の立ち直りに協力したいかについては、「⑤わからない」と回答した人の割合が 34.0%と最も高く、次いで「③どちらかといえば思わない」が 20.6%となっています。（問 24 新設）

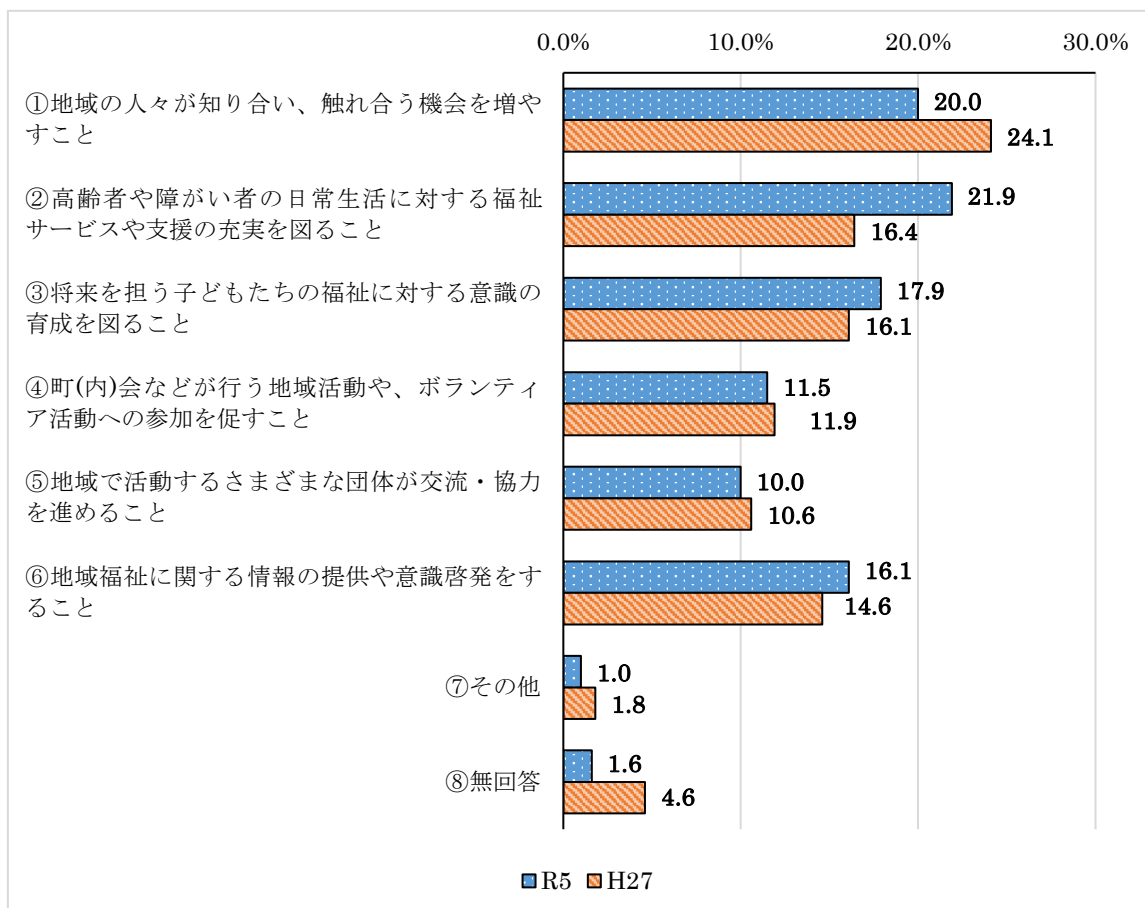


誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために必要な取組みについては、「②高齢者や障がい者の日常生活に対する福祉サービスや支援の充実を図ること」と回答した人の割合が前回調査時よりも大幅に増加し、最も高い21.9%となっています。

次いで、「①地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が前回調査時よりも減少したものの20.0%となっています。

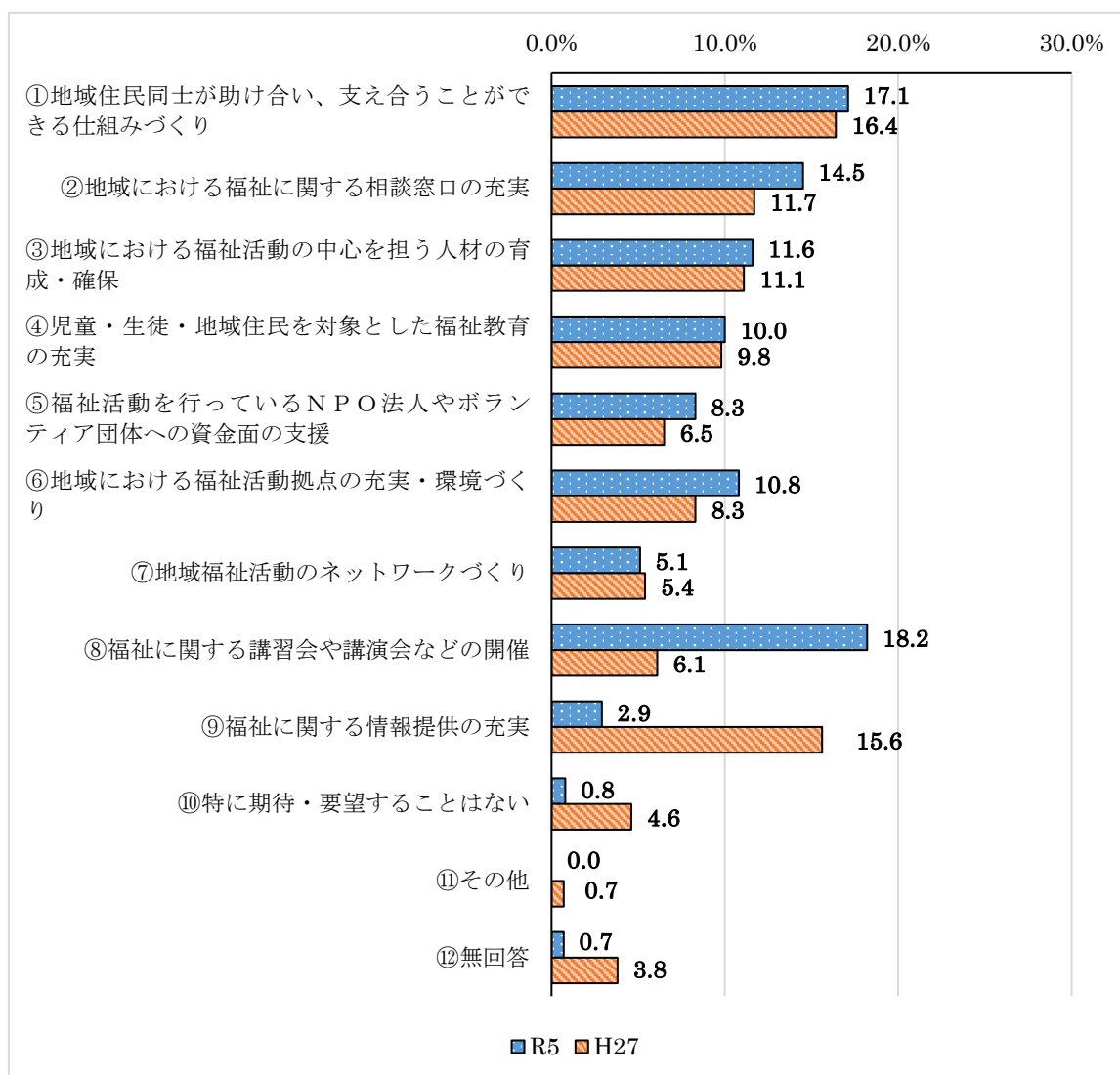
このほか、「③将来を担う子どもたちの「福祉のこころ」の育成を図ること」及び「⑥地域福祉に関する情報の提供や意識啓発をすること」が増加しています。

(問 26)



地域福祉を進める上で行政に期待・要望することについては、「⑧福祉に関する講習会や講演会などの開催」と回答した人の割合が 18.2%と最も高く、次いで、「①地域住民同士が助け合い、支え合うことができる仕組みづくり」の 17.1%、「②地域における福祉活動の中心を担う人材の育成・確保」の 14.5%となっています。

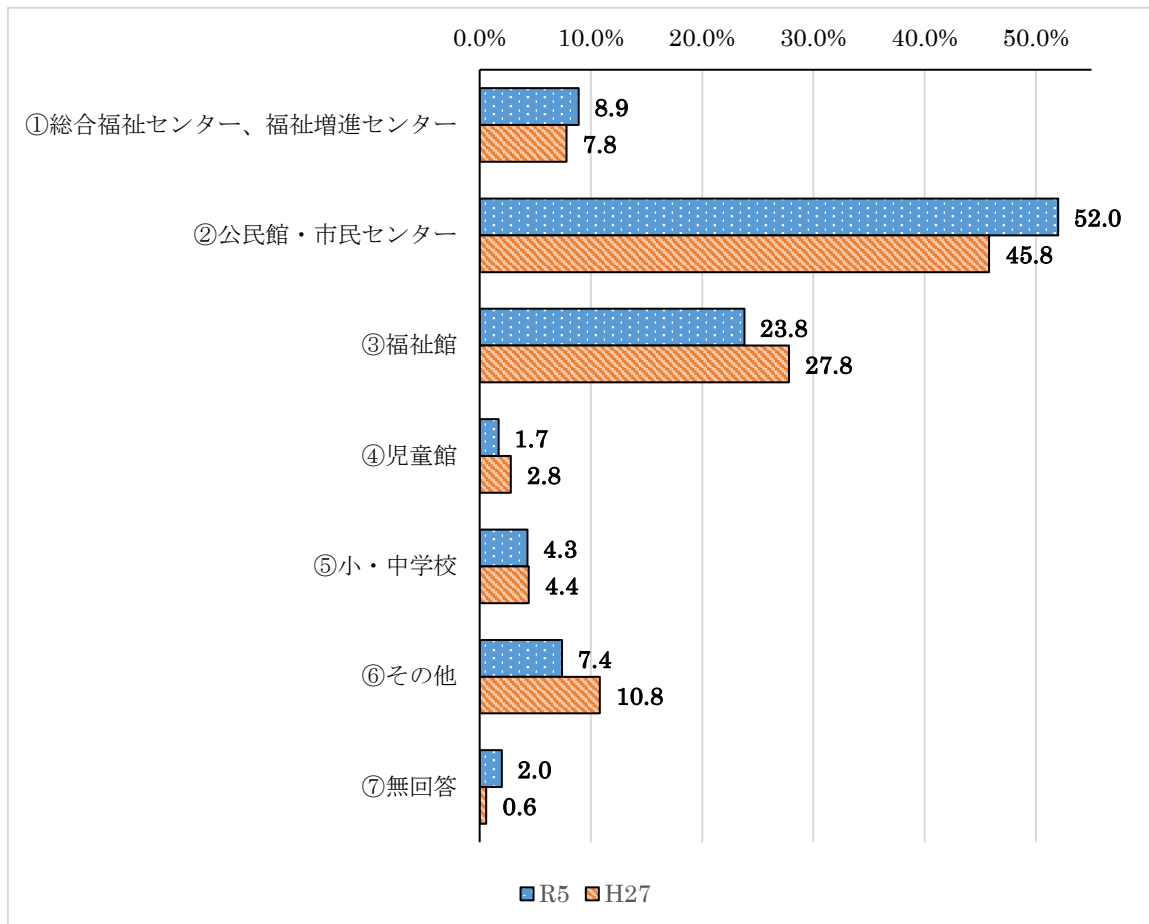
前回調査時と比較すると、「⑧福祉に関する講習会や講演会などの開催」が 12.1 ポイント、「②地域における福祉に関する相談窓口の充実」が 2.8 ポイント、「⑥地域における福祉活動拠点の充実・環境づくり」が 2.5 ポイント増加しています。
(問 27)



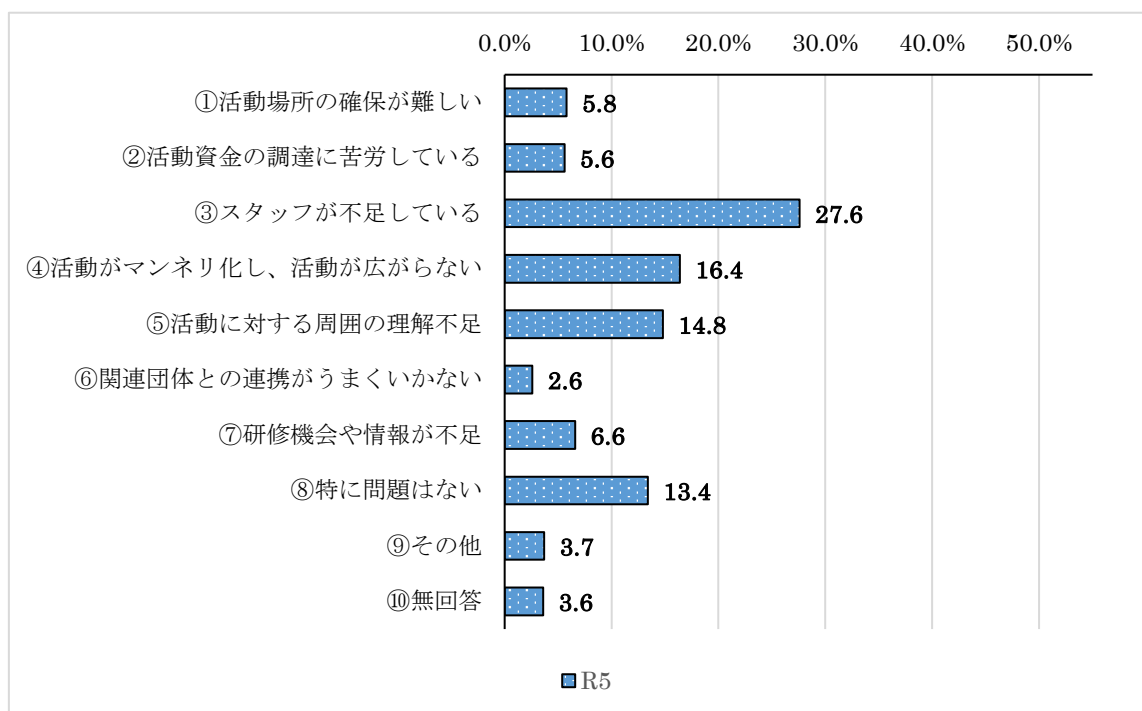
【町(内)会等へのアンケート】

活動拠点としている公共施設については、前回調査時と同様に「②公民館・市民センター」と回答した割合が 52.0%と最も高く、次いで「③福祉館」が 23.8%、「①総合福祉センター、福祉増進センター」が 8.9%となっています。

前回調査時と比較すると、「②公民館・市民センター」が 6.2 ポイント増加している一方、「③福祉館」が 4.0 ポイント減少しています。(問 3)

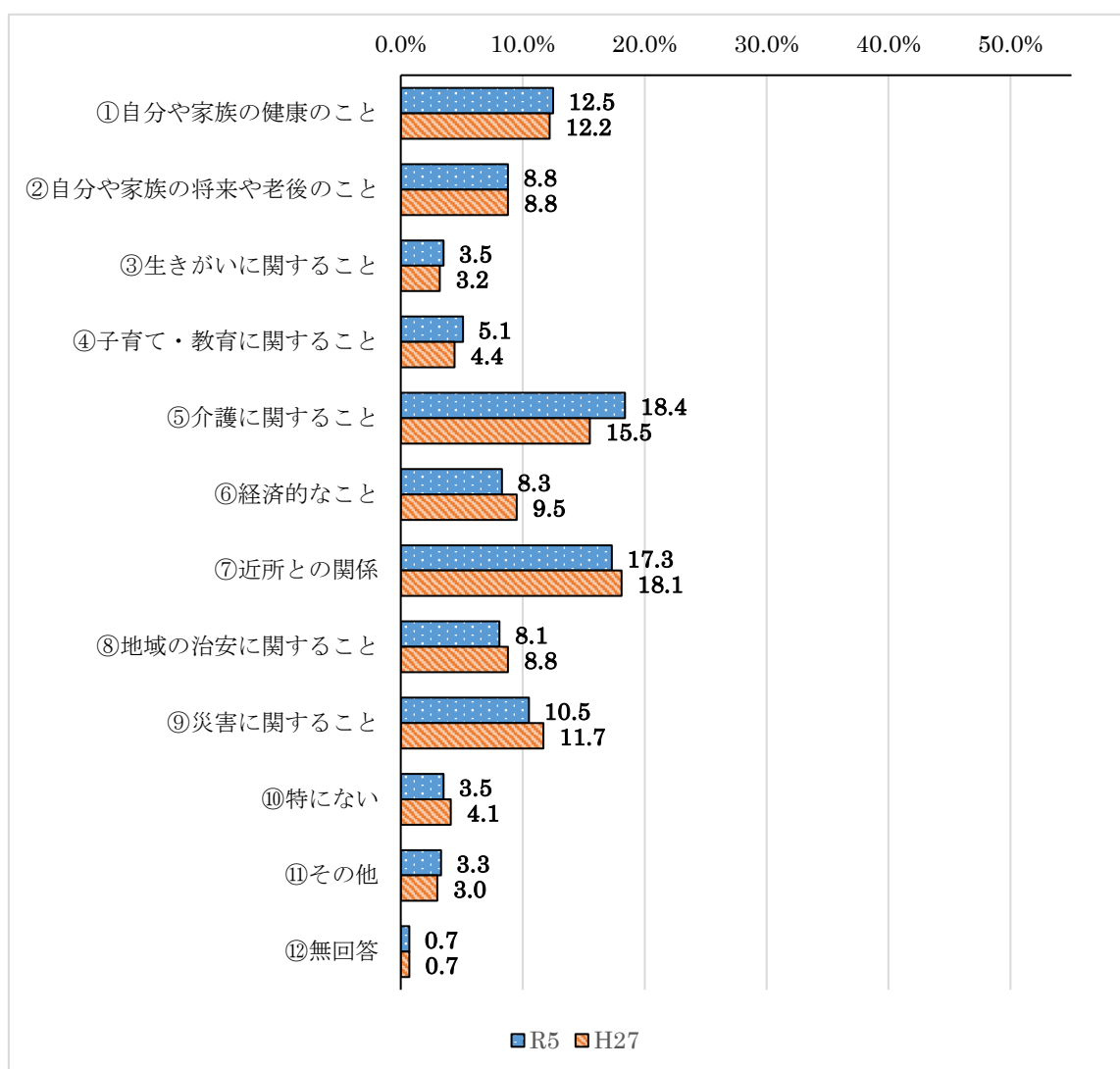


活動上の課題や問題点については、「③スタッフが不足している」と回答した割合が、27.6%と最も高くなっており、次いで「④活動がマンネリ化し、活動が広がらない」が16.4%、「⑤活動に対する周囲の理解不足」が14.8%となっています。
(問7新設)

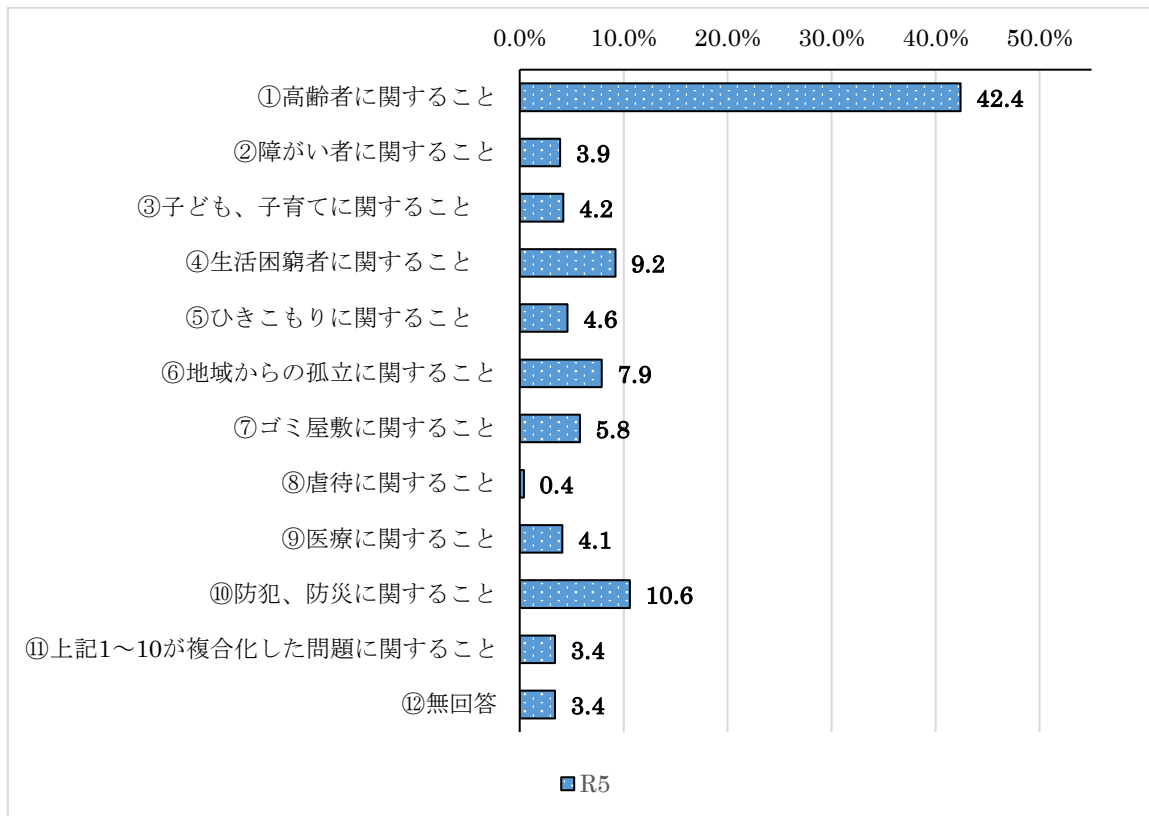


地域住民からの相談内容については、「⑤介護に関すること」と回答した割合が18.4%と最も高く、次いで「⑦近所との関係」が17.3%となっています。

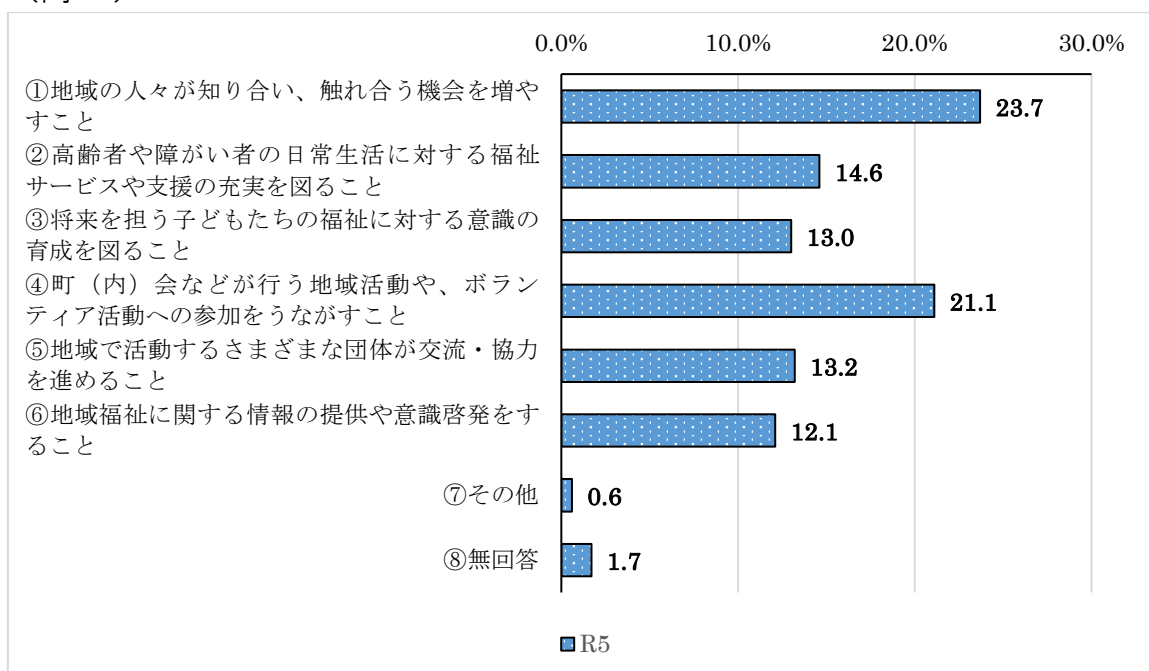
前回調査時と比較すると、「⑤介護に関すること」が2.9ポイント増加する一方、「⑨災害に関すること」が1.2ポイント減少しています。(問8)



増えてきたと特に感じる地域の問題、課題等については、「①高齢者に関すること」の割合が42.4%と最も高く、次いで、「⑩防犯、防災に関すること」、「④生活困窮者に関すること」が高くなっています。（問13新設）

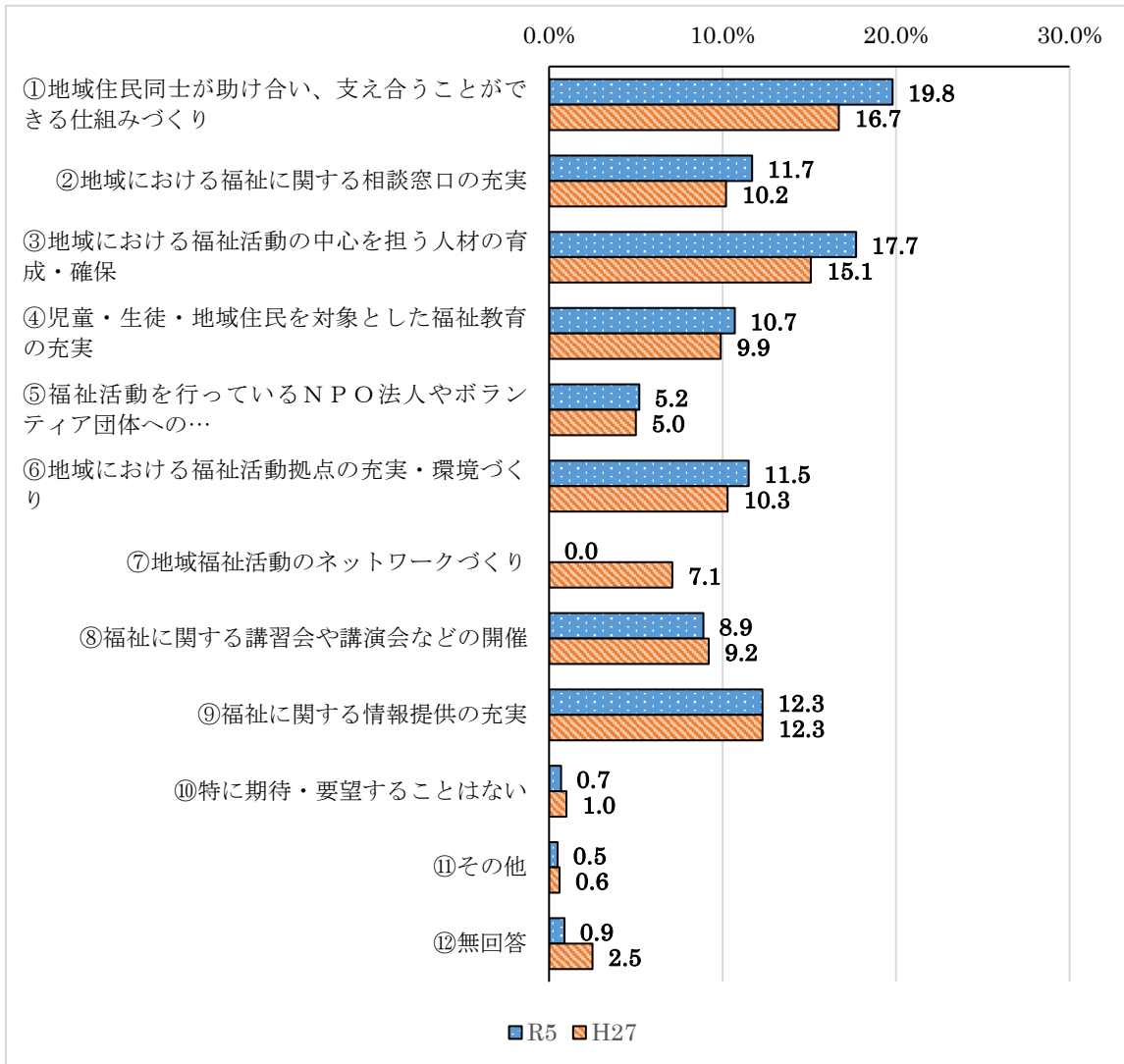


誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるために必要な取組みについては、「①地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」と回答した割合が23.7%と最も高く、次いで「④町会などが行う地域活動や、ボランティア活動への参加をうながすこと」が21.1%となっています。（問17）



地域福祉を進める上で行政に期待・要望することについては、「①地域住民同士が助け合い、支え合うことができる仕組みづくり」と回答した割合が19.8%と最も高く、次いで「③地域における福祉活動の中心を担う人材の育成・確保」が17.7%となっています。

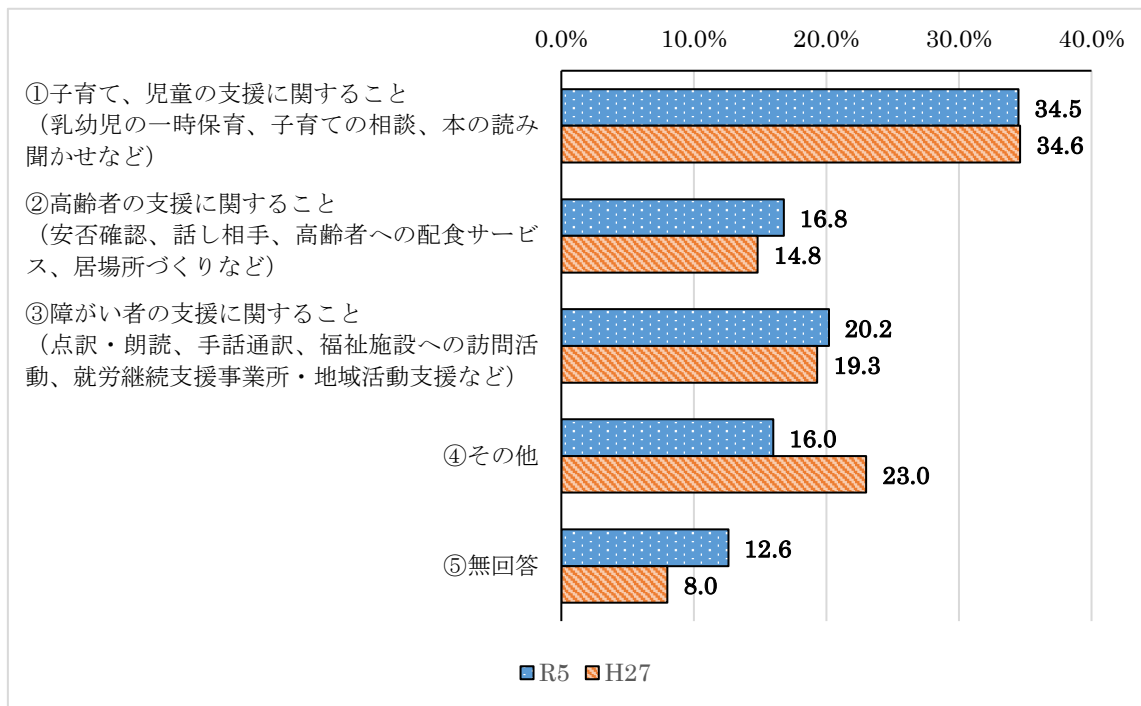
前回調査時と比較すると、「①地域住民同士が助け合い、支え合うことができる仕組みづくり」と回答した割合が3.1ポイント、「③地域における福祉活動の中心を担う人材の育成・確保」が2.6ポイント、それぞれ増加しています。(問18)



【社会福祉法人等へのアンケート】

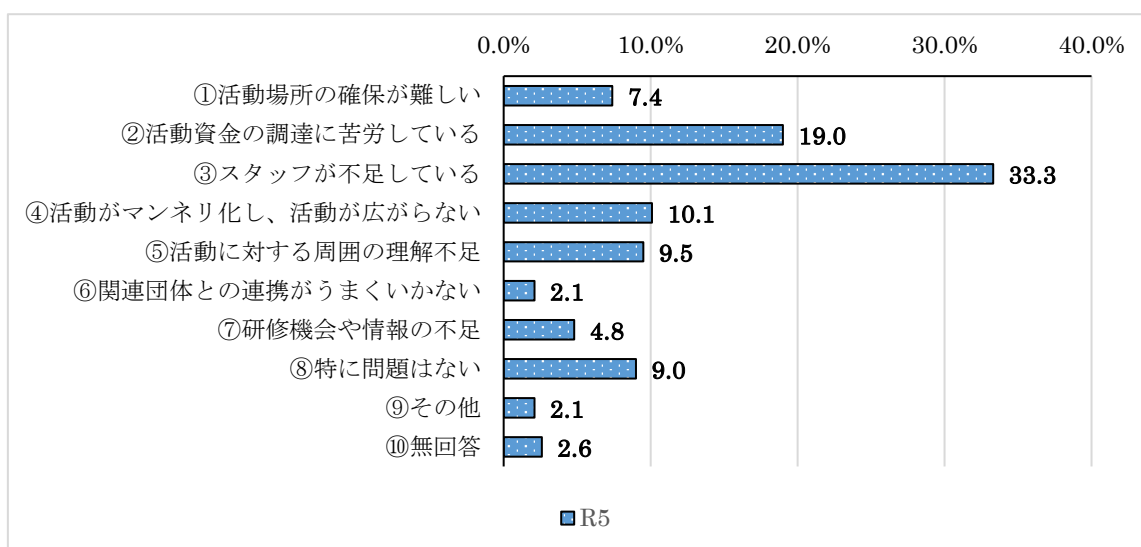
他の団体や公共機関などと交流や協力して行っている活動については、「①子育て、児童の支援に関すること」と回答した割合が 34.5%と最も高く、次いで「③障がい者の支援に関すること」が 20.2%となっています。

前回調査時と比較すると、「②高齢者の支援に関すること」と回答した割合が 2.0ポイント増加しています。（問6）

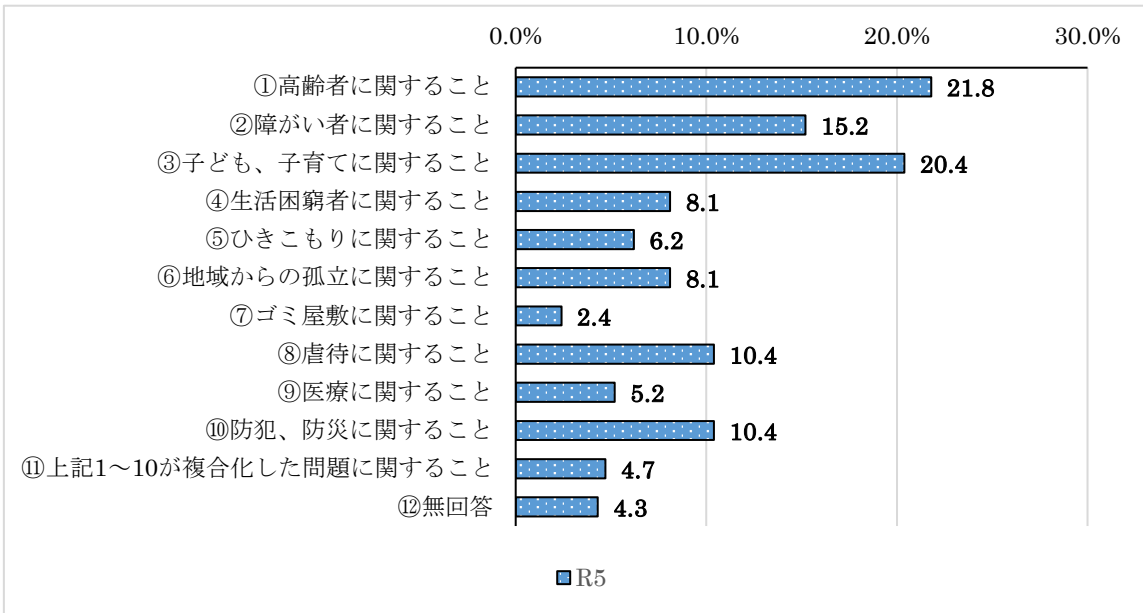


活動上の課題や問題点については、「③スタッフが不足している」と回答した割合が 33.3%と最も高く、次いで「②活動資金の調達に苦労している」が 19.0%となっています。

前回調査時と比較すると、「②活動資金の調達に苦労している」と回答した割合が 8.5ポイント、「⑦スタッフが不足している」が 7.9ポイント、それぞれ増加しています。（問7新設）

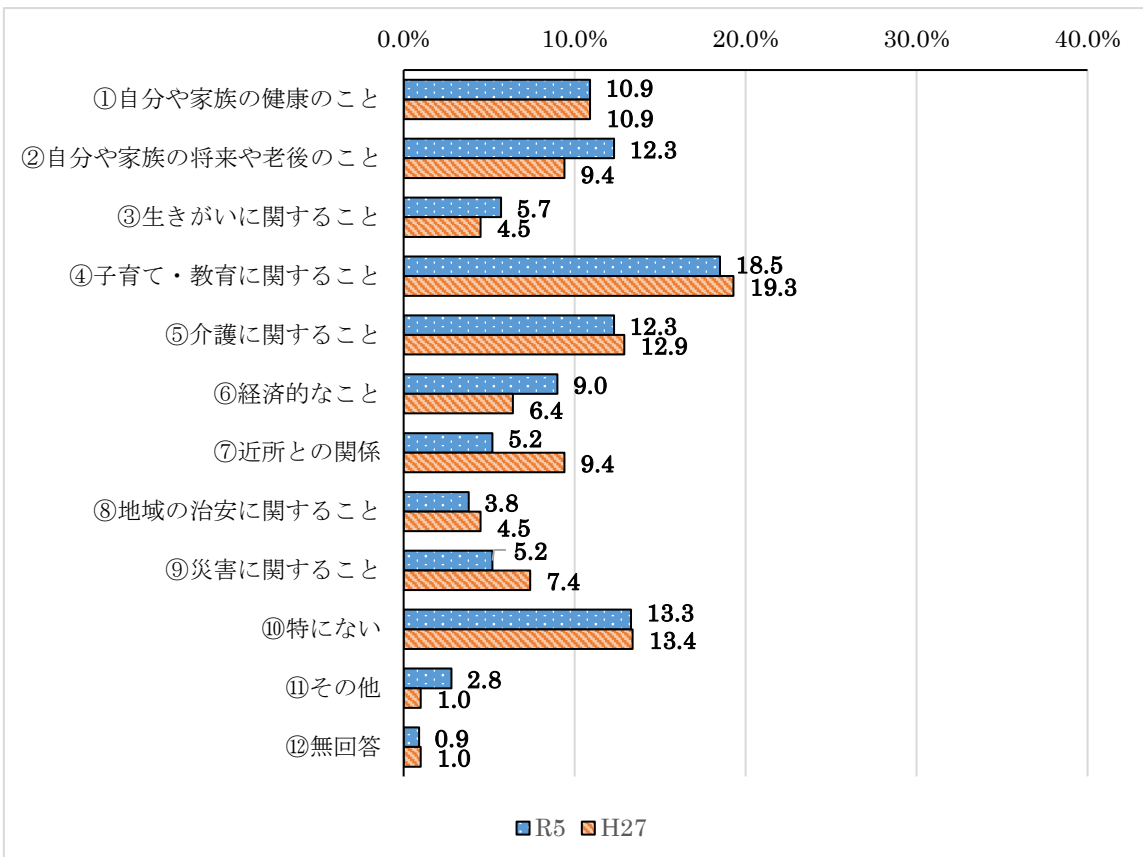


増えてきたと特に感じる地域の問題、課題等については、「①高齢者に関すること」と回答した割合が21.8%と最も高く、次いで、「③子ども、子育てに関すること」が20.4%、「②障がい者に関すること」が15.2%となっています。(問8新設)

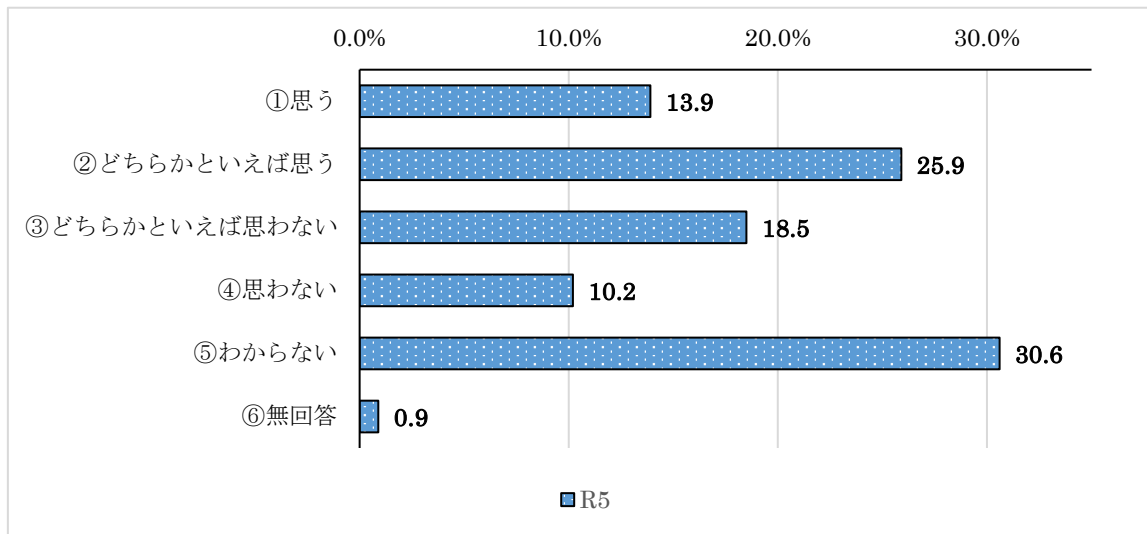


地域住民から受けた相談内容については、「④子育て・教育に関すること」と回答した割合が18.5%と最も高く、次いで「⑩特にない」が13.3%となっています。

前回調査時と比較すると、「②自分や家族の将来や老後のこと」と回答した割合が2.9ポイント、「⑥経済的なこと」が2.6ポイント、それぞれ増加しています。(問9)

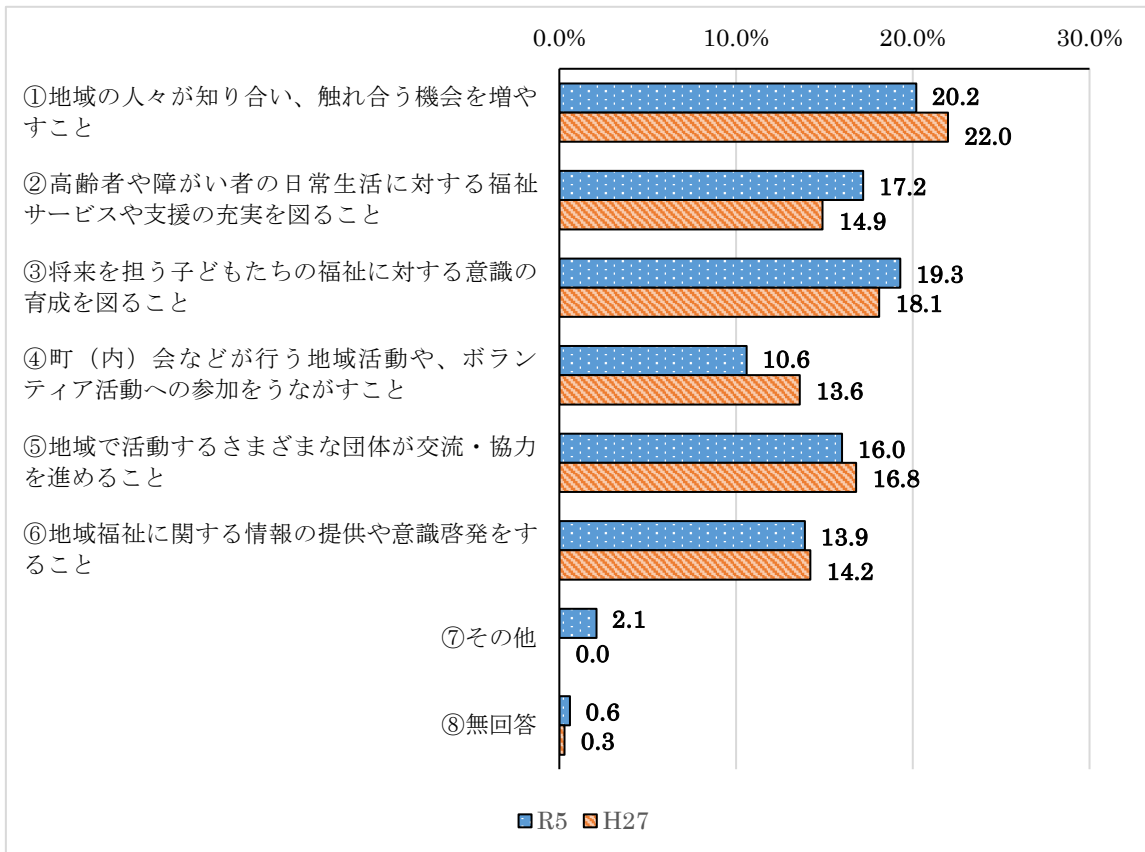


犯罪をした人の立ち直りに協力したいかどうかについては、「⑤わからない」と回答した割合が30.6%で最も多く、次いで、「②どちらかといえば思う」の割合が25.9%となっています。(問13)



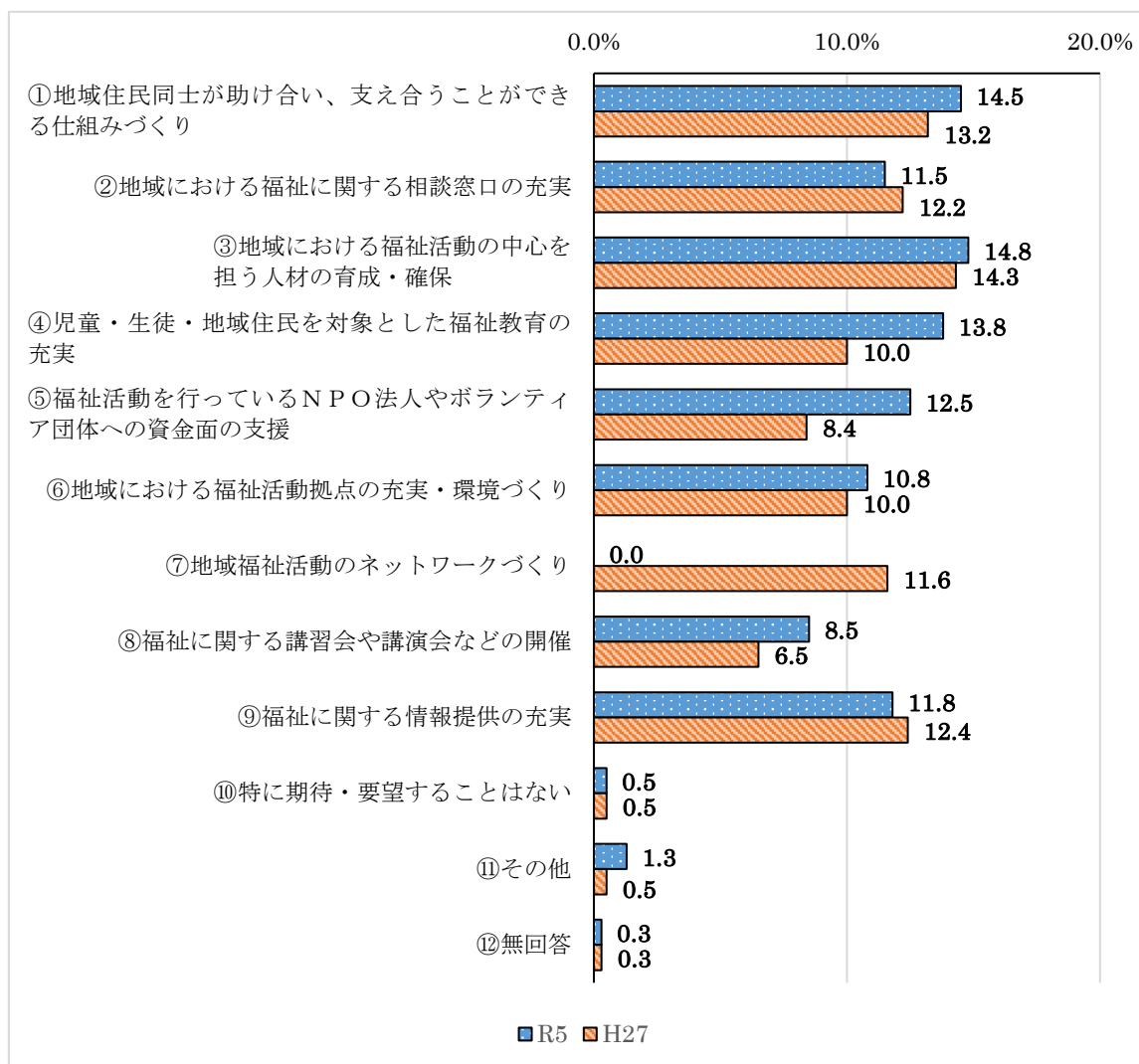
誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる地域づくりを進めるためにできる取組みについては、「①地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」と回答した割合が 20.2%と最も高く、次いで「③将来を担う子どもたちの福祉に対する意識の育成を図ること」が 19.3%となっています。

前回調査時と比較すると、「②高齢者や障がい者の日常生活に対する福祉サービスや支援の充実を図ること」と回答した割合が 2.3 ポイント、「③将来を担う子どもたちの福祉に対する意識の育成を図ること」が 1.2 ポイント、それぞれ増加しています。(問 16)



地域福祉を進める上で行政に期待・要望することについては、「③地域における福祉活動の中心を担う人材の育成・確保」と回答した割合が14.8%と最も高く、次いで「①地域住民同士が助け合い、支え合うこと」が14.5%、「④児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の充実」が13.8%となっています。

前回調査時と比較すると、「⑤福祉活動を行っているNPO法人やボランティア団体への資金面の支援」と回答した割合が4.1ポイント、「④児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の充実」が3.8ポイント、「⑦福祉に関する講習会や講演会などの開催」が2.0ポイント、それぞれ増加しています。(問17)



4 地域福祉に関する本市の課題について

国の動向や本市の状況、前計画のフォローアップ、アンケートの調査結果等を踏まえ、本市の課題について整理しました。

課題1:地域福祉を支える人材

人口減少・少子高齢化の進展や、地域コミュニティの弱体化により、地域でお互いに支え合う力が低下しており、地域福祉活動の担い手の確保が喫緊の課題となっています。

人口減少社会にあって、地域福祉活動を持続させていくためには、既存の活動支援はもとより、地域福祉に関する関心を高め、活動に参加するきっかけとなるよう働きかけながら、地域の中で担い手を集め、育てることが必要です。

課題2:地域で支え合う環境

新型コロナウイルス感染症の影響などから、対面による交流機会やボランティア活動の大幅な減少により、地域住民同士のつながりの希薄化が進展し大きな課題となっています。

地域での支え合いを推進するためには、ボランティア活動の充実・支援や、町（内）会などの自治組織による継続的な関係づくりにより、地域ごとに人や団体を結び付け、住民同士が支え合う環境づくりが必要です。

課題3:支援が必要な人を支える体制

社会状況の変化により個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化してきており、分野ごとの支援体制では対応することが困難となってきています。

誰一人取り残さない社会を目指し、支援が届いていない人を早期に発見し、属性や世代を問わずに包括的に相談を受け止め、支援を必要としている人に対し、多様な機関が適切に連携して対応する体制を強化していくことが必要です。

課題4:地域福祉を推進する基盤

アンケートの結果から、地域における活動拠点として、公民館・市民センター、次いで福祉館の活用が多くなっています。地域福祉の推進のためには、多くの市民や団体等が地域福祉活動を実践できる基盤を整備していくことが必要です。

地域福祉活動の拠点となる福祉館の計画的な建て替えを推進するとともに、情報を必要とする人に的確な情報が届けられるよう、情報発信の充実を図るなど地域福祉を推進する基盤の強化を図っていくことが必要です。

1 基本理念

高齢者や障がい者、子どもや子育てする人、生活困窮者など支援が必要な方のみならず、地域住民の誰もが、いつまでも、その人らしく安心して生活していくためには、「地域」という共通の場において、お互いの個性や尊厳を認め合い、つながり、支え合うことが必要なことから、本計画の基本理念を次のように定めます。

いつまでも その人らしく 安心して暮らせるまち
～つながり・支え合い、みんなで築く地域共生社会～

2 基本方向(施策の方向性)

基本理念を実現するため、次の4つの基本方向(施策の方向)を掲げ、施策を総合的に推進します。

1 地域福祉を支える人づくり

地域福祉を支える個人や団体の育成・支援に取り組むとともに、地域への関心を高め、地域福祉活動の担い手となる人づくりを推進するため、福祉教育の充実を図ります。

2 地域で支え合う環境づくり

地域での支え合い活動やボランティア活動等を支援するとともに、日常的なつながりを育むため、世代を超えた様々な人が交流できる場づくりを推進します。

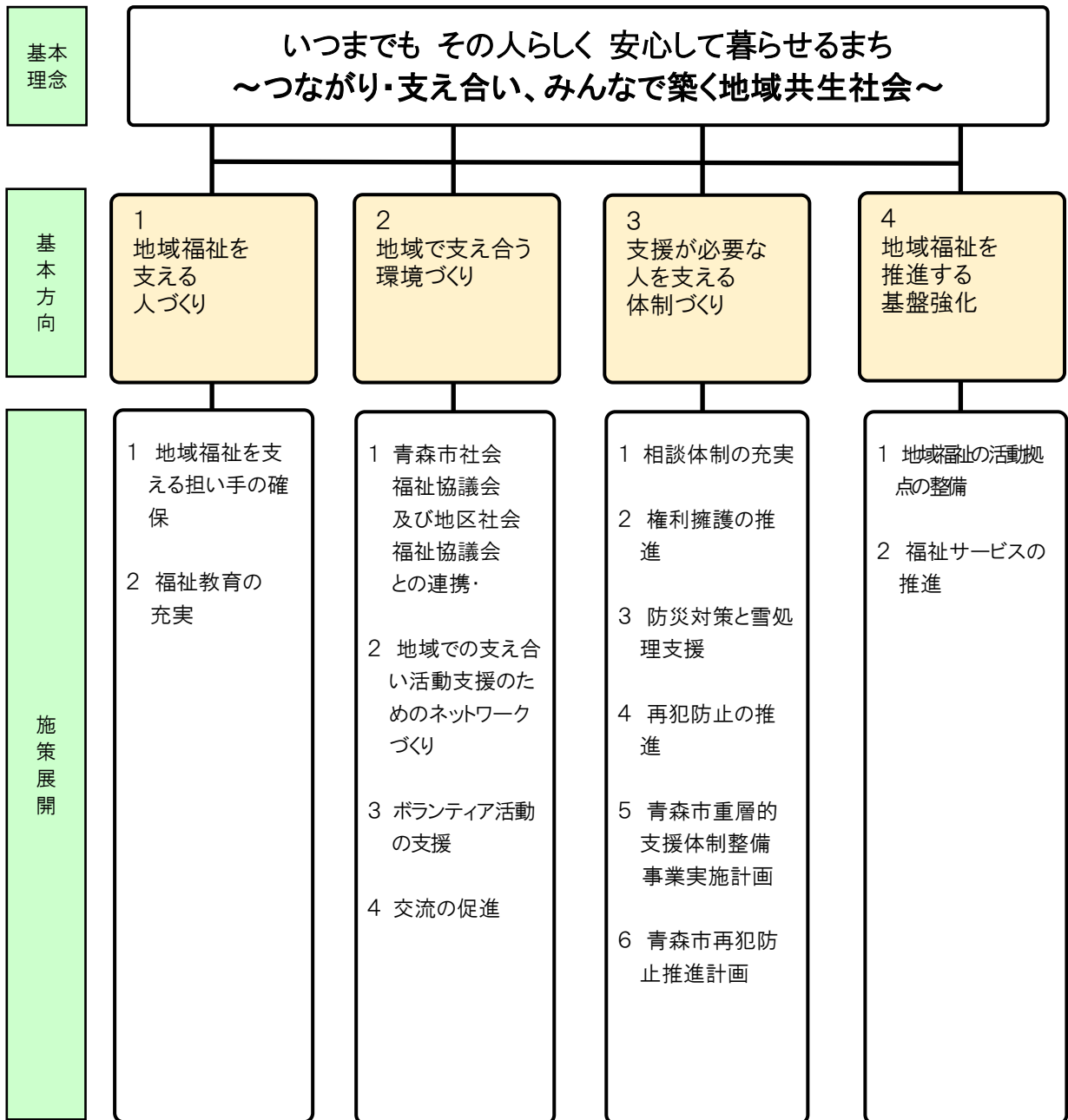
3 支援が必要な人を支える体制づくり

複雑化・複合化した分野横断的な地域課題に対応し、あらゆる人の生活を支えるため、関係機関との連携強化や権利擁護、重層的な支援体制の整備、再犯防止の推進に取り組めます。

4 地域福祉を推進する基盤強化

地域福祉活動の拠点となる福祉増進センター等を適正に維持管理するほか、福祉館の老朽化対策に取り組むとともに、福祉サービスの提供と情報発信の充実を図ります。

3 計画の体系図



基本方向 1 に関連する SDGs の開発目標



現状と課題

- 令和 32 年には、本市の老年人口の割合は 47.7%になると推計されており、今後、さらに人口減少・少子高齢化が進展していくものと見込まれます。
- 町（内）会などが行う地域活動への参加の割合は毎年低下しており、本計画策定のために実施したアンケートでは、「ほとんど、あるいはまったく参加していない」と回答した市民の割合が令和 5 年度において 7 割程度という状況にあります。
- 地域福祉を支える民生委員・児童委員のなり手が減少傾向にあり、高齢化が進んでいます。
- 今後、さらに人口減少・少子高齢化が進展する中で、地域福祉の担い手の減少や担い手の高齢化に対応していくため、地域でお互いに支え合う意識の向上が必要です。
- 特に、今後、地域福祉の担い手として期待される学生などの若い世代に向けた意識啓発を実施していく必要があります。また、将来を担う子どもたちへの福祉教育も併せて行っていく必要があります。

施策の方向性

地域福祉を支える個人や団体の育成・支援に取り組むとともに、地域への関心を高め、地域福祉活動の担い手となる人づくりを推進するため、福祉教育の充実を図ります。

主な取組

〈地域福祉を支える担い手の確保〉

取組	取組内容	担当
民生委員・児童委員の活動の促進	<p>◆地域住民の相談に応じ、地域住民に寄り添いながら多様なニーズを発見し、行政や公的相談機関に適切につなぐ窓口として重要な役割を果たしている民生委員・児童委員の活動などが広く理解されるよう、民生委員・児童委員の活動の紹介を行いながら、担い手の確保に努めます。</p> <p>◆「青森市民生委員・児童委員協議会」との連携により、民生委員・児童委員の必要な知識の習得や資質向上を図るとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。</p>	福祉部福祉政策課 青森市社会福祉協議会

取組	取組内容	担当
認知症サポーターの育成	◆認知症のかたや家族を支援するため、認知症サポーターによるボランティア「チームオレンジ」の活動支援及び活動の普及促進に努めます。	福祉部高齢者支援課
相談支援専門員の育成	◆複雑化・複合化する相談に相談支援専門員が対応できるように基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が中心となり、ケース検討等の機会を設け相談支援専門員の育成に努めます。	福祉部障がい者支援課
手話通訳者の養成や要約筆記者等の育成	◆障がいのあるかたへの適切な応対方法等の研修を行い、意思疎通を行う手話通訳者の養成や要約筆記者等の育成を図ります。	福祉部障がい者支援課 青森市社会福祉協議会
健康づくりリーダーの養成	◆市民の更なる健康寿命の延伸に向け、保健・医療の関係団体、地域の関係団体、学校、企業・事業者、行政等により組織した「青森市健康寿命延伸会議」と連携し、健康づくりリーダー等による、市民総ぐるみの健康づくり運動を推進します。	保健部青森市保健所健康づくり推進課
市職員の地域活動に参加しやすい休暇制度等の検討	◆地域活動の担い手の確保や地域コミュニティの活性化に向け、市職員が地域活動に参加しやすい休暇制度等を検討します。	総務部人事課

《福祉教育の充実》

取組	取組内容	担当
ボランティア推進校の指定	◆小、中、高等学校等を対象にボランティア推進校を指定し、児童・生徒に地域での具体的な活動体験を通して、社会福祉への関心や理解を促進します。	青森市社会福祉協議会
福祉読本の作成・配付	◆小・中学生を対象とした「福祉読本」を作成・配付し、道徳の授業等における学習を通じて、児童・生徒が障がいについて適切に学ぶ機会を設けます。	福祉部障がい者支援課
障がいの理解講座や研修の実施	◆手話が言語であることの普及及び障がいの特性への理解と特性に応じた意思疎通手段について理解を深めるため、保育所、小・中学校を訪問する出前講座や、市職員を対象とした研修を実施します。	福祉部障がい者支援課
子どもの権利に関する出前講座の開催	◆青森市子どもの権利擁護委員による子どもの権利に関する出前講座について、青森市小学校長会、青森市中学校長会、家庭教育学級などへ周知を図り、出前講座の開催を通じて子どもの権利の認知向上に努めます。	福祉部子育て支援課

取組	取組内容	担当
男女共同参画啓 発小冊子の作 成・配付	◆小・中学生を対象とした啓発小冊子を作成・配付し、授業等での積極的な活用を通じ、人権尊重の理念と男女共同参画への理解を促進します。	市民部人権男 女共同参画課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
ボランティア登録者数 青森市社会福祉協議会へのボランティア登録者の数	5,244 人 (令和 5 年度)	5,699 人 (令和 3 年度)	5,699 人 (令和 10 年度)
チームオレンジが活動している日常生活圏域数 認知症の人や家族を支援するチームオレンジが活動している日常生活圏域の数	7 圏域 (令和 5 年度)	2 圏域 (過去 5 年平均)	11 圏域 (令和 10 年度)

基本方向 2 に関連する SDGs の開発目標



現状と課題

- 本市では、市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動の参加促進に努めていますが、令和 5 年度において青森市ボランティアセンターに登録のあったボランティア数は 5,244 人となっており、平成 26 年度の基準値 8,327 人と比較すると減少しています。
- 地域福祉の推進にあたって、中核的な団体である青森市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携をより一層深めていく必要があるとともに、地域の中で互いに支え合う体制づくりを進めていくため、高齢者だけでなく、障がい者や子ども、生活困窮者なども含めた地域における全体的な支援のネットワークを構築していく必要があります。
- 本計画策定に当たって実施したアンケートでは、地域づくりを進めるために必要な取組として、市民は「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」と回答した割合が高く、社会福祉法人等は同じく「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」や、「地域で活動する団体が交流・協力を進めること」と回答した割合が高くなっています。
- 誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して暮らし続けることができるよう、世代を超えた様々な人が交流する場づくりを推進する必要があります。

施策の方向性

地域での支え合い活動やボランティア活動等を支援するとともに、日常的なつながりを育むため、世代を超えた様々な人が交流できる場づくりを推進します。

主な取組

《青森市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携》

取組	取組内容	担当
青森市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携・支援	◆地域福祉の中核を担う青森市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会と相互に連携し、地域福祉活動の更なる展開を図るための支援を行い、一体となって「地域共生社会」の実現に向けた取組を実施します。	福祉部福祉政策課 青森市社会福祉協議会

《地域での支え合い活動支援のためのネットワークづくり》

取組	取組内容	担当
地区社会福祉協議会を核としたネットワークの構築	<p>◆高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など地域において支援が必要な方を支えるため、地区社会福祉協議会を一つの単位として、互助（近隣・地域住民同士による助け合い）によるネットワークづくりを推進します。</p> <p>◆地区ごとのネットワークを構築していくため、また、地域の現状について、市として現状を積極的に把握するため、地域福祉に関わる情報を地区ごとにまとめた、地区カルテを作成し、地域関係者と課題等の共有を図ります。</p> <p>◆各地域における調整役として地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置し、地域住民と情報の共有を図ります。</p>	福祉部福祉政策課 青森市社会福祉協議会
地域支え合い活動の推進	<p>◆地域の「困りごと」の相談先の情報共有や災害時の防災体制に係る各地域での情報共有、地域の環境問題（ごみ出し）等の課題に対し、地域包括支援センターや町会、民生委員児童委員協議会など多くの団体の参加により、地域住民を地域ぐるみで支えるネットワークづくりを推進します。</p>	福祉部福祉政策課 青森市社会福祉協議会
地域包括支援センターの機能強化	<p>◆介護予防の提供にかかるマネジメントや総合相談、虐待の早期発見・防止、支援困難ケースに関する地域ケアマネジャーへの指導・助言、関係機関とのネットワークづくりを推進します。</p>	福祉部高齢者支援課
認知症支援のための「チームオレンジ」の体制整備	<p>◆認知症のかたができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるように、認知症のかたや家族を支援するための体制整備を進めます。</p>	福祉部高齢者支援課
見守り活動の支援	<p>◆「支える側」「支えられる側」の垣根を超えた住民主体の地域づくりを目指し、元気な高齢者による見守り、地域における支え合い活動、生活支援を一体的に行う取組を支援します。</p>	福祉部高齢者支援課

《ボランティア活動の支援》

取組	取組内容	担当
青森市ボランティアポイント制度の普及	◆地域福祉の担い手の育成及び確保並びに高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を図るため、地域住民が自分の活動できる分野ごとに地域福祉を支える「地域福祉サポーター」として登録し、対象となるボランティア活動を行うことでポイントが付与され、一定のポイントがたまると商品券やAOPASSポイント引換券と交換できる「ボランティアポイント制度」の普及に努めます。	福祉部福祉政策課 青森市社会福祉協議会

《交流の促進》

取組	取組内容	担当
つどいの広場の活動支援	◆高齢者が身近な場所で気軽に生きがいつくりや介護予防（認知症予防含む）に取り組めるよう、社会福祉協議会、町（内）会、老人クラブ等の主体的な取組を尊重しつつ、人材育成や活動内容の充実を図ることにより、つどいの場づくりの支援を行います。	福祉部高齢者支援課
地域子育て支援拠点の運営	◆子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点であるあおもり親子はぐくみプラザプレイルームや市内6か所の地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽぽ」において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
児童館における世代間交流の推進	◆身近な地域における「子どもの居場所」や遊びに取り組める環境を整備するため、児童館・児童室・児童センターにおいて、各種イベントやクラブ活動を実施し、子どもと地域の交流を推進します。	福祉部子育て支援課 青森市社会福祉協議会
市民活動や町会活動等の活性化	◆市民の積極的なまちづくりへの参画を促進し、活動の担い手増加を図るため、市民活動団体が自ら企画立案した、地域振興や地域の人材づくりのために実施する活動の支援を行います。 ◆町会が自主的に企画・運営する活動（緑化活動やラジオ体操などの健康増進事業等）の支援を行います。	市民部市民協働推進課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
地域福祉サポーター登録者数 青森市ボランティアポイント制度における地域福祉サポーターの登録者の数	1,943 人 (令和 5 年度)	2,271 人 (令和元年度)	2,271 人 (令和 10 年度)

基本方向 3 に関連する SDGs の開発目標



現状と課題

- 地域の福祉課題が複雑化・複合化する中、現在各分野別に設置されている相談窓口の有機的な連携を図り、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められています。
- 専門・相談機関等の連携による相談体制の強化を図るとともに、地域内の支援を必要とする人のニーズに応じて適切なサービスにつなぐ仕組みづくりが必要です。
- 誰もが地域社会の一員として尊重され、差別や偏見のない、暮らしやすい社会の実現が求められています。
- 市民一人ひとりの権利や尊厳を守るため、成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護を推進する必要があります。
- 障害者差別解消法が改正され、令和 6 年 4 月に事業者による障がいのあるかたへの合理的配慮の提供が義務化されたことから、社会全体で障がい者への理解を深め、差別をなくす取組を一層推進していく必要があります。
- 青森市子どもの権利条例や青森市子どもの権利相談センターの認知度向上のため、より一層周知に取り組む必要があります。
- 誰もが地域社会の一員として尊重され、差別や偏見のない、暮らしやすい社会の実現が求められていますが、文化・思想、国籍、年齢、性別、障がいや病気の有無などによる差別や偏見、虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）など、様々な人権侵害が問題となっています。
- 近年多発する災害に対する地域防災力の強化を図るため、地域の連帯による防災活動に取り組んでいくことが必要です。また、多雪都市である本市においては、高齢者や障がい者等への除雪や屋根の雪下ろし支援が必要となっています。
- 市民が犯罪による被害にあることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指していくためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐことが重要となっています。
- 犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができ、再び犯罪をすることをなくすため、犯罪をした者等の社会復帰にむけた取組を支援する必要があります。

施策の方向性

複雑化・複合化した分野横断的な地域課題に対応し、あらゆる人の生活を支えるため、関係機関との連携強化や権利擁護、重層的な支援体制の整備、再犯防止の推進に取り組みます。

主な取組

〈相談体制の充実〉

取組	取組内容	担当
包括的な相談体制の強化 ※青森市重層的支援体制整備事業実施計画に掲載（P48）	◆高齢者、障がい、子ども、生活困窮等の各分野において、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、支援する体制を構築するため、「青森市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。	福祉部福祉政策課
D V 被害者への相談支援	◆D V 被害相談者からの電話相談・来所相談に応じるとともに、庁内における複数の手続の一元化など、相談者の立場に立ったワンストップ支援を行います。 また、相談者が必要とする支援について情報提供や関係機関等との連絡調整を行います。	市民部人権男女共同参画課
困難な問題を抱える女性への相談支援	◆困難な問題を抱える女性等からの電話相談・来所相談に応じ、相談者が必要とする支援について情報提供や関係機関等との連絡調整を行います。	市民部人権男女共同参画課

〈権利擁護の推進〉

取組	取組内容	担当
成年後見制度の利用促進	◆身寄りが無い等の理由により成年後見等開始の審判の申立てが見込めない障がい者、高齢者等に対し、市長が裁判所に審判の申立てを行うなど成年後見制度の利用を支援します。	福祉部障がい者支援課、高齢者支援課
高齢者の虐待防止	◆高齢者の虐待防止・早期発見のため、地域団体・関係機関等との情報共有や支援策の検証・協議など、連携協力体制を構築します。	福祉部高齢者支援課

取組	取組内容	担当
障がい者の虐待防止と理解促進	<p>◆障がい者虐待防止の啓発に努めるとともに、青森市障がい者虐待防止センターに専門職を配置することで、通報・届出、相談等に速やかに対応できる体制を確保します。</p> <p>◆障害者週間（12月3日～12月9日）に合わせた啓発イベントの開催、世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～4月8日）及び手話言語の国際デー（9月23日）などの機会を活用した「広報あおもり」、市ホームページへの広報周知を実施します。</p>	福祉部障がい者支援課
児童虐待の防止	◆あおもり親子はぐくみプラザ（こども家庭センター）において、多職種の専門職が妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施し、児童虐待の防止に努めます。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
人権尊重理念の理解促進	◆関係機関との連携のもと、人権に関する正しい知識の普及を図るとともに、人権への理解を深めるための様々な啓発活動を推進します。	市民部人権男女共同参画課

《防災対策と雪処理支援》

取組	取組内容	担当
避難行動要支援者への支援	◆避難支援者や町（内）会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団など地域の避難支援等関係者や消防・管轄警察署など関係機関と連携し、個別避難計画の共有や、災害時の情報伝達や安否確認、避難誘導などといった、高齢者や障がい者、要介護者、難病患者等の避難行動要支援者に対する避難支援体制の充実を図ります。	福祉部福祉政策課
医療的ケア児の災害時対策の推進	◆医療的ケア児やその家族が災害時に最適な行動ができるよう、平時からの準備や当事者・家族と支援者が協力して取り組むための情報をまとめた災害時マニュアルを作成し、周知します。	福祉部障がい者支援課
自主防災組織の育成・支援	◆災害時に備えて、自主防災組織の組織化を促進します。	総務部危機管理課

取組	取組内容	担当
高齢者や障がい者等への雪処理支援	<p>◆自力で屋根の雪下ろしを行うことが困難な高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯、母子世帯等の条件に該当する世帯が、事業者等に屋根の雪下ろしを依頼した際に、市がその費用の一部を助成します。</p> <p>◆自力で除雪することが困難な高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯等の条件に該当する世帯に対し、ボランティアによる間口（自宅の玄関から公道までの通路）除雪支援を実施します。</p>	福祉部福祉政策課 青森市社会福祉協議会

《再犯防止の推進》

取組	取組内容	担当
再犯防止施策の推進 ※青森市再犯防止推進計画に掲載（P54）	◆犯罪をした者等の社会復帰にむけた取組を支援するため、「青森市再犯防止推進計画」を策定します。	福祉部福祉政策課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
地域支え合い会議の開催率 多機関の協働により解決すべき事案が発生した際に地域支え合い会議を開催した割合	100% （令和5年度 : 5回）	100% （過去5年平均）	100% （令和10年度）
生活困窮者の就労・増収率 自立相談支援窓口を利用し、就労支援対象となったかたのうち、就労または増収したかたの割合	100% （令和5年度）	88.4% （過去5年平均）	100% （令和10年度）

基本方向 4

地域福祉を推進する基盤強化

基本方向 4 に関連する SDGs の開発目標



現状と課題

- アンケートの結果から、地域における活動拠点として、公民館・市民センター、次いで福祉館の活用が多くなっており、地域福祉の増進のためには、多くの市民や団体等が地域福祉活動を実践できる拠点を確保することが求められています。
- 地域福祉活動を実践できる拠点の一つである福祉館については、引き続き、老朽化対策としての建て替えを進めていく必要があります。
- 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者が地域で安心して生活していくためには、地域で福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを適切に受けることができるよう、福祉サービスの充実を図ることが求められています。
- 「青森市子ども・子育て支援事業計画」、「青森市障がい福祉計画」、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画」等の個別計画に基づき、福祉サービス提供体制を確保するとともに、福祉サービスを必要とする人に福祉サービスの情報が届けられるよう、情報提供の充実に向けた取組を進めることが必要です。

施策の方向性

地域福祉活動の拠点となる福祉増進センター等を適正に維持管理するほか、福祉館の老朽化対策に取り組むとともに、福祉サービスの提供と情報発信の充実を図ります。

主な取組

《地域福祉の活動拠点の整備》

取組	取組内容	担当
地域福祉活動の拠点となる施設の管理運営	◆地域福祉活動の拠点として地域に活用される、市内に11館ある福祉館の管理運営や市民に対し、福祉についての関心及び理解を深める場である福祉増進センターや総合福祉センターの管理運営を行います。	福祉部福祉政策課

取組	取組内容	担当
児童館の管理運営	◆18歳未満のすべての児童を対象に、クラブ活動、季節行事、ボランティア活動等を通して健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設である児童館等の管理運営を行います。	福祉部子育て支援課
福祉館の計画的な建て替えの推進	◆福祉館の老朽化に伴う改築を行い、安全・安心な施設の利用環境の向上に取り組みます。	福祉部福祉政策課

《福祉サービスの推進》

①子ども・子育て支援の充実

取組	取組内容	担当
子ども・子育て支援の充実	◆子どもを安心して生み育てるための環境づくりを進めるため、保育所、認定こども園等の計画的な整備に努めるとともに、地域子育て支援事業等の実施により子育て環境の向上を図ります。	福祉部子育て支援課
子育て相談体制の充実	◆児童福祉と母子保健の一体的な相談等を行うあおもり親子はぐくみプラザを「こども家庭センター」と位置づけ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	青森市保健所 保健部あおもり親子はぐくみプラザ
子育て支援サービスの情報提供の充実	◆子育て支援サービスの必要な情報が必要とする人に届くよう、子育て情報誌「Let'sげんき!」、広報あおもり、市ホームページ、青森市子育て支援アプリ「AOMOTTO」などを用いて情報提供の充実を図ります。	青森市保健所 保健部あおもり親子はぐくみプラザ

②障がい者支援の充実

取組	取組内容	担当
障害福祉サービスの確保	◆障がいのある方が地域で主体的な生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の確保に努めます。	福祉部障がい者支援課
障がい者に対する相談支援・情報提供の充実	◆総合相談・専門相談に対応できる相談体制の強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、委託相談支援事業所や特定相談支援事業所等と協働しながら、相談支援体制の充実・強化を図ります。	福祉部障がい者支援課
障がい者に対する情報提供の充実	◆視覚障がいのある方への情報アクセシビリティの向上を図られるよう、市が作成するリーフレット等の印刷物への音声コードの付記に努めます。	福祉部障がい者支援課

③高齢者支援の充実

取組	取組内容	担当
介護サービスの充実	◆介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で介護サービスを安心して利用できるよう、介護サービス提供体制の確保を図ります。	福祉部介護保険課
地域包括支援センターの相談支援の強化	◆高齢者のニーズが増加、多様化している中、地域包括支援センターが高齢者やその家族からの相談を受け、適切な機関につなぐことができるよう、地域の関係者や医療機関、介護事業所などの既存の社会資源と連携し、相談支援の強化を図ります。	福祉部高齢者支援課
高齢者福祉サービスの情報提供の充実	◆高齢者福祉サービスの情報がサービスを必要とする人に届くよう、地域包括支援センターと連携しながら、広報誌やホームページ、出前講座を活用するなど、高齢者福祉サービスの情報提供の充実を図ります。	福祉部高齢者支援課

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
福祉館改築館数 老朽化した福祉館（全 11 館）について、施設機能の集約化や周辺既存施設との複合化等により建て替えた施設の数	4 館 （令和 6 年度）	4 館 （令和 6 年度）	6 館以上 （令和 10 年度）

4 青森市重層的支援体制整備事業実施計画

当該項目は、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けられ、本市の重層的支援体制整備事業が適切かつ効果的に実施できるよう、体制整備を進めるとともに、提供体制に関する事項等について示すものです。

重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した地域住民の複数の分野を横断する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「断らない相談支援（①包括的相談支援事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業）」「参加支援（③参加支援事業）」「地域づくりに向けた支援（②地域づくり事業）」を一体的に実施するものです。

本市では、青森市社会福祉協議会をはじめとする各分野に関わる関係機関との連携を強化し、地域住民への伴走型支援を展開します。

【重層的支援体制整備事業の実施体制】 設置数：令和6年4月1日現在

①包括的相談支援事業 設置形態：基本型（既存体制を活用）

事業内容：高齢者、障がい、児童、生活困窮の相談支援を一体的に実施し、本人・世帯の属性にかかわらず相談を受け止めます。

実施必須事業	◆事業名・取組内容	運営形態	設置数	実施機関（担当）
地域包括支援センターの運営	◆相談支援事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、関係者とのネットワークを構築するとともに、心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、地域における適切な福祉サービス等につなげる支援を行います。	委託	11	地域包括支援センター（福祉部高齢者支援課）
	◆権利擁護事業 複雑化・複合化した問題を抱える高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。			
	◆包括的・継続的ケアマネジメント事業 介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、多職種相互で連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的・継続的ケアマネジメントを実施するため、地域における体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。			

実施必須事業	◆事業名・取組内容	運営形態	設置数	実施機関 (担当)
障害者相談支援事業	<p>◆障害者相談支援事業</p> <p>地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別を問わず対応できる相談支援や、地域の相談支援事業所への訪問等による専門的な指導・助言を行います。</p> <p>また、市内5箇所の委託相談支援事業所との協働により、地域の相談支援事業所の人材育成や連携強化の取組を進めることで、地域の相談支援体制を強化します。</p>	委託	5	委託相談支援事業所（福祉部障がい者支援課）
利用者支援事業	<p>◆利用者支援事業</p> <p>子育て家庭からの相談に応じ、教育・保育施設等の地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行います。</p> <p>◆子ども・家庭総合相談支援事業</p> <p>子育て家庭等からの子ども発達等の様々な相談に多職種の専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。</p> <p>◆あおり親子はぐくみプラン事業</p> <p>保健師等の専門職が、妊娠届出をした全ての妊婦に対して、妊娠期から子育て期を安心して過ごせるよう「あおり親子はぐくみプラン」を作成し、妊産婦の状況に応じてプランを見直し、関係機関と連絡調整を行います。</p>	直営	1	保健部青森市保健所あおり親子はぐくみプラザ
自立相談支援事業	<p>◆生活困窮者自立支援事業</p> <p>生活困窮者が、その困窮状態から早期に脱却するため、状況に応じた包括的な相談支援を実施し、社会的・経済的な自立を図ります。</p>	委託	1	青森市社会福祉協議会（福祉部生活福祉一課）

②地域づくり事業

事業内容：地域資源を把握した上で、住民同士が交流できる場や居場所を確保し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

実施必須事業	◆事業名・取組内容	運営形態	設置数	実施機関 (担当)
一般介護予防事業	◆一般介護予防事業 高齢者が身近な地域で介護予防に取り組むことができるよう、町会や老人クラブ、地域ボランティア等と連携し、介護予防の普及啓発に取り組むとともに、住民主体の活動の場を確保します。	委託	1 (箇所)	・青森市社会福祉協議会（福祉部高齢者支援課）
	◆こころの縁側づくり事業 高齢者が地域のつながりを維持しながら身近な場所で生きがいづくりと介護予防に取り組めるよう、地区社会福祉協議会ごとに開催するつどいの場「こころの縁側づくり」等の支援を行います。	補助委託	38 (地区)及び 6 (圏域)	・青森市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会 ・住民団体 ・介護事業所（福祉部高齢者支援課）
生活支援体制整備事業	◆生活支援体制整備事業 地区社会福祉協議会や町（内）会、民生委員・児童委員などの地域関係者との調整を図り、支援が必要なかたを支える体制づくりを進めるため、青森市社会福祉協議会に地域支え合い推進員を配置します。	委託	6 (人)	青森市社会福祉協議会（福祉部高齢者支援課）
地域活動支援センター事業	◆地域活動支援センター事業 地域活動支援センターにおいて創作的活動や生産活動の居場所を提供し、社会との交流の促進を図ります。	指定	6 (箇所)	地域活動支援センター（福祉部障がい者支援課）

実施必須事業	◆事業名・取組内容	運営形態	設置数	実施機関 (担当)
地域子育て支援拠点事業	<p>◆つどいの広場運営事業</p> <p>◆つどいの広場活動事業</p> <p>◆地域活動支援センター事業</p> <p>子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、あおもり親子はぐくみプラザプレイルームや市内6か所の地域子育てセンター、つどいの広場「さんぽぽ」において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。</p>	直営 委託	1 7 (箇所)	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	<p>◆ほのぼのコミュニティ21推進事業</p> <p>一人暮らしの高齢者世帯、障がい者のいる世帯、ひとり親世帯など、地域とのつながりが必要な世帯を対象に、地域住民等が定期的に訪問を行い、声掛けや話し相手、緊急時の通報など対象世帯のニーズにあわせた見守りを行います。</p>	委託	272 (人)	青森市社会福祉協議会(福祉部福祉政策課)

③参加支援事業

事業内容：本人やその世帯の支援ニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

実施必須事業	◆事業名・取組内容	運営形態	設置数	実施機関 (担当)
参加支援事業	<p>◆ボランティアセンターの運営(地域福祉計画推進事業)</p> <p>ボランティアの普及・促進を図り、ボランティア活動を通じて、社会復帰を目指すかたへ地域とのつながりの回復を支援します。</p>	委託	1 (箇所)	青森市社会福祉協議会(福祉部福祉政策課)

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業内容：支援関係機関との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。

実施必須事業	◆事業名・取組内容	運営形態	設置数	実施機関(担当)
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<p>◆地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の活動促進（地域福祉計画推進事業）</p> <p>地区社会福祉協議会、地域包括支援センターや町（内）会、民生委員児童委員協議会などと連携し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握に努めるとともに、地域ぐるみで支える体制の構築を進めます。</p>	委託	6 (人)	青森市社会福祉協議会（福祉部福祉政策課）

⑤多機関協働事業

事業内容：単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役として、支援関係機関との役割分担などを行う「重層的支援会議（地域支え合い会議）」を随時開催します。

実施必須事業	事業名・取組内容	運営形態	設置数	実施機関(担当)
多機関協働事業	<p>◆地域支え合い会議の実施（地域福祉計画推進事業）</p> <p>複雑化・複合化した支援ニーズに対し、支援関係機関との役割分担などを行う「重層的支援会議（地域支え合い会議）」を開催し、支援プランの作成、支援実行役割の確認、支援実施スケジュールの確認を行います。</p>	委託	1 (箇所)	青森市社会福祉協議会（福祉部福祉政策課）

【重層的支援体制整備事業の推進体制】

①重層的支援会議（「地域支え合い会議」へ位置づけ）

重層的支援会議は、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例に対して、支援関係機関との役割分担などを行うため、市と社会福祉協議会が共催で開催し、本人同意を得たケースに関して構成メンバーを決定し随時開催します。

②支援会議（「地域支え合い会議」へ位置づけ）

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、本人同意が得られていないケースについて関係者間で情報共有を行います。

③関連機関間の連携体制の構築

従来の分野ごとでの支援機能を維持したうえで、包括的な相談の受け止めやつなぎなど、分野を超えた支援関係機関等との連携・協働により、市全体がチームとして支援を行うことができる体制を構築します。

5 青森市再犯防止推進計画

当該項目は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項で定められている「地方再犯防止推進計画」として位置付けられるものです。

【重点事項に係る主な取組】

①国・県・民間団体等との連携による支援体制の整備

取組	取組内容	担当
関係機関等とのネットワーク会議への参加	◆保護観察所や地方検察庁などの司法関係者や保護司会、就労支援事業者などの民間団体等と連携し、再犯防止に係る情報や課題を共有し、意見交換等を行います。	福祉部福祉政策課
矯正施設所在自治体会議への参加	◆矯正施設と所在する地方自治体が連携して再犯防止施策を推進するための情報交換、調査研究などを行います。	福祉部福祉政策課
青森刑務所視察委員会への参加	◆受刑者の改善更生や社会復帰に資する刑事施設の運営のため、青森刑務所視察委員会委員として、青森刑務所の運営状況の視察を行い、施設長に意見を述べます。	福祉部福祉政策課

②就労・住居の確保

取組	取組内容	担当
協力雇用主の開拓・確保への支援	◆協力雇用主に対して、工事種類別等級の決定における加点措置を行います。	総務部契約課
生活困窮者の自立相談支援	◆生活困窮者が、社会的・経済的な自立を図り、困窮状態から早期に脱却するため、状況に応じた包括的な相談の支援を行います。	福祉部生活福祉一課 青森市社会福祉協議会
住居及び就労の機会の確保	◆離職・廃業または休業等に伴う収入の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失する恐れのある方を対象に、賃貸住宅の家賃として給付金を支給するとともに、駅前庁舎に設置されている公共職業安定所の相談窓口である就労サポートコーナー青森と連携するなど、住居と就労の機会の確保に向けた支援を行います。	福祉部生活福祉一課 青森市社会福祉協議会
更生保護法人に対する支援	◆更生保護施設を運営する更生保護法人あすなるに対して補助金を交付することにより地域の再犯防止活動の支援を行います。	福祉部福祉政策課

取組	取組内容	担当
市営住宅への受入れの検討	◆国からの通知に基づき、住宅に困窮している犯罪をした者等の市営住宅への入居における配慮を検討します。	都市整備部住宅まちづくり課
住宅セーフティネット機能の充実	◆刑余者を含む住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅の的確な供給と円滑な入居を促進するため、県及び他公的機関等との連携強化を図るとともに、住宅要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の普及促進を図ります。	都市整備部住宅まちづくり課

③保健医療・福祉サービスの利用の促進

取組	取組内容	担当
精神保健福祉に関する相談	◆精神科医、精神保健福祉士精神科医、精神保健福祉士等の専門職が、医療の継続や受診に関すること、社会復帰、生活上の困りごと、家族が抱える問題等の相談を受け、必要に応じて、精神科医療機関や障害福祉サービス等の紹介や自宅等へ訪問し、助言を行います。	保健部青森市保健所保健予防課
情報発信の充実	◆福祉に関する情報を提供するため、「広報あおもり」、市ホームページ、SNS等、多様な媒体を活用するほか、福祉に関する各種制度を掲載した「福祉ガイドブック」を配付します。	福祉部福祉政策課、障がい者支援課 企画部広報広聴課
薬物依存に関する広報・啓発	◆小・中学生を対象に、薬物が成長に与える影響や害について学ぶ薬物乱用防止教室を実施します。 ◆薬物に関する相談窓口を保健所に設置し、「広報あおもり」等で周知を図ります。 また、薬物乱用の危害に対する正しい知識および薬物の誘惑に対する対処法を身につけることを目的とした出前講座の開催や、啓発資材（ポスター等）の配布等の普及啓発活動を行います。	教育委員会事務局指導課 保健部青森市保健所保健予防課

④非行防止活動の推進

取組	取組内容	担当
少年指導委員による少年の非行防止・健全育成	◆少年非行防止のため、街頭指導活動や少年相談活動を行います。	教育委員会事務局指導課

⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

取組	取組内容	担当
“社会を明るくする運動”を通じた理解促進	◆保護観察所や保護司会などの関係団体と連携し、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える“社会を明るくする運動”を開催し、更生保護に関する地域への普及啓発に取り組みます。	福祉部福祉政策課
保護司会への支援	◆保護司会に対して補助金を交付することにより、地域の再犯防止活動の支援を行います。	福祉部福祉政策課
民間協力者に対する表彰	◆地域の再犯防止活動を行っている保護司などの民間ボランティアを表彰し、その活動や社会的意義について地域住民に周知を図ります。	市民部市民協働推進課
市職員に対する呼びかけによる人材確保	◆市職員の退職者向け説明会においてパンフレットを配布するなど保護司の人材確保に取り組みます。	総務部人事課 福祉部福祉政策課

資料

1 目標とする指標一覧

施策の進捗度を測るために指標を設定し、これまでの実績値を基準値とし、これまでの実績値の推移のほか、国・県の動向、今後の施策展開などを総合的に勘案して、計画最終年度の令和10年度における目標値を記載しています。

基本方向1 地域福祉を支える人づくり

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
ボランティア登録者数 青森市社会福祉協議会へのボランティア登録者の数	5,244 人 (令和5年度)	5,699 人 (令和3年度)	5,699 人 (令和10年度)
チームオレンジが活動している日常生活圏域数 認知症の人や家族を支援するチームオレンジが活動している日常生活圏域の数	7 圏域 (令和5年度)	2 圏域 (過去5年平均)	11 圏域 (令和10年度)

基本方向2 地域で支え合う環境づくり

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
地域福祉サポーター登録者数 青森市ボランティアポイント制度における地域福祉サポーターの登録者の数	1,943 人 (令和5年度)	2,271 人 (令和元年度)	2,271 人 (令和10年度)

基本方向3 支援が必要な人を支える体制づくり

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
地域支え合い会議の開催率 多機関の協働により解決すべき事案が発生した際に地域支え合い会議を開催した割合	100% (令和5年度 : 5回)	100% (過去5年平均)	100% (令和10年度)
生活困窮者の就労・増収率 自立相談支援窓口を利用し、就労支援対象となったかたのうち、就労または増収したかたの割合	100% (令和5年度)	88.4% (過去5年平均)	100% (令和10年度)

基本方向4 地域福祉を推進する基盤強化

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
福祉館改築館数 老朽化した福祉館(全11館)について、施設機能の集約化や周辺既存施設との複合化等により建て替えた施設の数	4 館 (令和6年度)	4 館 (令和6年度)	6 館以上 (令和10年度)

2 策定資料

(1) 策定経過

年 月 日	事 項
令和5年10月10日	令和5年度第6回定例庁議にて地域福祉計画策定決定
令和5年10月20日	民生環境常任委員協議会へ「(仮称)青森市地域福祉計画」の策定について報告
令和5年10月24日	青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会臨時委員の委嘱
令和5年11月24日	令和5年度第1回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会開催(1回目)
令和5年12月15日～ 令和6年1月19日	アンケート調査実施
令和6年5月22日	令和6年度第1回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会開催(2回目)
令和6年8月20日	令和6年度第2回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会開催(3回目)
令和6年8月28日	令和6年度第5回定例庁議にて「青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(素案)決定
令和6年9月10日	民生環境常任委員協議会へ「青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(素案)について報告
令和6年10月1日～ 令和6年10月31日	わたしの意見提案制度(パブリックコメント)実施
令和6年11月12日	令和6年度第3回青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会開催(4回目)
令和6年11月28日	令和6年度第9回定例庁議にて「青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画」について決定
令和6年12月12日	民生環境常任委員会へ「青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定について報告

(2)青森市健康福祉審議会条例（平成十八年六月二十八日 条例第四十三号）

（趣旨）

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づく青森市健康福祉審議会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 法第七条第一項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、広く健康福祉に関する事項を調査審議する青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（調査審議事項の特例）

第三条 審議会は、法第十二条第一項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

- 2 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に関する事項を調査審議するものとする。

（組織）

第四条 審議会は、委員五十人以内をもって組織する。

（任期等）

第五条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

（委員長の職務の代理）

第六条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第七条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第八条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)

に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(準用規定)

第九条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 青森市特別職の職員の給与に関する条例(平成十七年青森市条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(青森市費用弁償条例の一部改正)

3 青森市費用弁償条例(平成十七年青森市条例第五十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成二六年九月条例第三五号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。ただし、第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条を第五条とし、同条の前に一条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青森市健康福祉審議会条例第三条第二項の規定による調査審議(幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係るものに限る。)は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(3)青森市健康福祉審議会規則（平成十八年九月十九日 規則第八十号）

（趣旨）

第一条 この規則は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門分科会）

第二条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - 二 障がい者福祉専門分科会 障害者の健康福祉に関する事項
 - 三 児童福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項
 - 四 高齢者福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
 - 五 地域保健専門分科会 地域住民の健康の保持及び増進に関する事項
 - 六 地域福祉専門分科会 地域福祉（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一条に規定する地域福祉をいう。）の推進に関する事項
- 2 前項に規定する事項以外の事項を調査審議するため、必要があるときは、その他の専門分科会を置くことができる。

（専門分科会の会議等）

第三条 専門分科会の会議については、条例第七条（民生委員審査専門分科会にあっては、同条第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

（部会）

第四条 障がい者福祉専門分科会に、審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - 二 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項
 - 三 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び指定の取消し又は効力の停止に関する事項
- 2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に、前項に規定する部会のほか、必要があるときは、その他の部会を置くことができる。
- 3 部会（審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(部会の会議等)

第五条 部会の会議については、条例第七条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

3 前条第二項に規定する部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

(庶務)

第六条 審議会、専門分科会及び部会の庶務は、福祉部において処理する。ただし、地域保健専門分科会の庶務は、保健部において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月規則第九号）

(施行期日)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月規則第一一号）

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月規則第一三号）

(施行期日)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月規則第一八号）抄

(施行期日)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(4)青森市健康福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(順不同)

No.	氏名	所属団体・役職名	備考
1	浅利 義弘	青森市身体障害者福祉連合会 理事	
2	天内 修	青森地区保護司会 会長	
3	北山 麻里	青森市私立幼稚園協会 理事	
4	木津谷 春樹	青森市P T A連合会 副会長	
5	木村 直彦	青森県社会福祉法人経営者協議会 理事	
6	桐原 郁子	青森市精神保健家族会 役員	
-	工藤 功篤	青森市精神保健家族会 理事	R6. 10. 19 まで在任
7	古川 通子	特定非営利活動法人 青森市手をつなぐ育成会 役員	
-	鳥山 夏子	特定非営利活動法人 青森市手をつなぐ育成会 副会長	R6. 10. 19 まで在任
8	佐々木 重光	青森市町会連合会 会長	
9	佐藤 洋子	青森市保育連合会 会長	
10	對馬 明帆	青森市民生委員児童委員協議会 会長	
11	成田 浩司	社会福祉法人 青森市社会福祉協議会 常務理事	
-	杉本 正	社会福祉法人 青森市社会福祉協議会 常務理事	R6. 10. 19 まで在任
12	長谷川 忠憲	青森市浪岡地区老人クラブ連合会 副会長	
-	天内 勇	青森市浪岡地区老人クラブ連合会 会長	R6. 10. 19 まで在任
13	村岡 真由美	一般社団法人 青森県介護福祉士会 会長	
14	村上 秀一	青森市地域包括支援センター連絡会 会長	
-	児玉 寛子	公立大学法人青森県立保健大学健康科学部 教授	R6. 10. 19 まで在任

注:所属団体・役職名は、委嘱期間における最終分科会開催時点

3 用語解説(50音順)

あおり親子はぐくみプラザ

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、令和2年4月に元気プラザ内に設置した青森市版ネウボラ（フィンランドの妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと）のこと。母子保健サービスと子育て支援サービスをワンストップで行っている。

青森刑務所視察委員会

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、4人の外部委員（弁護士、医師、地域住民、地方公共団体職員）で構成され、刑務所の視察や被収容者との面接等を通じて、その運営や処遇等に関し、施設の長に対して意見を述べる第三者機関。

青森市子どもの権利条例

「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成24年12月に制定した条例。

青森市障がい者虐待防止センター

障がいのある方への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある方の保護などを目的に障がい者支援課内に設置し、通報、届出、相談等の業務を行っている。

青森市ボランティアポイント制度

ボランティア活動を行ったことのない方々のきっかけづくりや社会参加活動を通じた高齢者の方々の生きがいづくり、介護予防等を目的に平成29年10月に創設された制度。

「高齢者支援・介護予防」、「障がい者支援」、「子育て支援」、「雪対策支援」の各事業を対象に、1時間のボランティア活動につき1ポイントを付与し、獲得したポイント数に応じて、商品券やAOPASSポイント引換券と交換できる。

委託相談支援事業所

障害者総合支援法に基づき、青森市では市内5か所の指定相談支援事業所に事業を委託して相談を受け付けている。

障がいのあるかたやその家族のかたなどからの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援や必要な情報提供、助言等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等必要な援助を行っている。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引等の医療的ケアを受けることが不可欠である児童。

音声コード

視覚障害のある方向けに文字情報を音声にする方法として、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して印刷したものを、活字文書読上装置により音声化する方法。

矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設のこと。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。青森市には青森刑務所及び青森少年鑑別所がある。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとした人口千人に対する年間の出生数の割合。

更生保護法人

更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受け設立された法人。

コーディネート

物事を調整し全体をまとめること。または、つなぐ役割のこと。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなど、判断能力の不十分な方を保護し、財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度。家庭裁判所によって選ばれた後見人等による法定後見制度と、本人が十分な判断能力をもっているうちに自ら代理人（任意後見人）を選び、本人の判断能力が低下した後で代理人が後見する任意後見制度の2つがある。

相談支援専門員

障がいのある方への相談支援の業務に従事する者のこと。利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の実施状況の把握などの一連の業務を行う。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

地域支え合い会議

地域内の福祉関係者等が集まり、地域の福祉課題や支え合い体制について協議する場。

地域支え合い推進員

地域の支え合い活動の推進と支援が必要な人への適切な対応を行うため、各支援機関との連携や地域住民との協力体制を構築する調整役。

地区社会福祉協議会

地域の福祉課題に対して、青森市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、町（内）会等と連携し、地域住民のつながり・支え合いによって活動を展開する住民主体の任意団体。

市内 38 地区において、敬老会やひとり暮らし高齢者給食サービス、こころの縁側づくり事業、福祉の雪対策事業等を実施している。

チームオレンジ

身近な地域の認知症の人やその家族の声や希望を聞き、できることから支援（玄関先でおしゃべりや認知症カフェ等）をしていく、認知症サポーターによるボランティアチーム。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、脅す、大声でののしる、無視するなど、精神的苦痛を与える行為もDVに含まれる。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座の受講を通じて、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。

避難行動要支援者

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、何らかの支援が必要な人。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣が委嘱し、その身分は非常勤の国家公務員（任期 2 年の特別職）であり、給与の支給はない。

犯罪や非行をした人がスムーズに社会復帰を果たし、再び罪を犯すことがないよう、民間人の立場から保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、住居や就業先などの調整や地域住民に立ち直り支援への理解と協力を求める犯罪予防活動を行っている。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、その身分は非常勤の地方公務員（任期3年の特別職）であり、「児童福祉法」に基づく児童委員を兼ね、給与の支給はない。

地域福祉の推進のため、行政や関係機関と連携しながら、地域住民と同じ立場から生活や福祉全般に関する相談や情報提供、見守り活動を行い、地域住民からの困りごとに対して行政機関へつなぐパイプ役を務める。



青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし
美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き
活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い
あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい
明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び
いきがいを感じるまちにしましょう

平成 17 年 4 月 27 日制定

青森市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

いつまでも その人らしく 安心して暮らせるまち

～つながり・支え合い、みんなで築く地域共生社会～

発行年月日／令和6年(2024年)11月

編集・発行／青森市福祉部福祉政策課

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

TEL 017-734-5313

社会福祉法人 青森市社会福祉協議会

〒030-0802 青森市本町4丁目1番3号

TEL 017-723-1340